

鹿 児 島 県 災 害 時 受 援 計 画

目次

第1章	総則	1
第1節	受援計画の目的	1
第2節	受援計画の位置付け	1
第3節	基本的な考え方	1
第4節	定義	1
第2章	受援組織	2
第1節	基本的事項	2
第2節	県災害対策本部等における受援体制	3
第3章	拠点施設	6
第1節	拠点の確保	6
第4章	防災関係機関からの支援	10
第1節	基本的事項	10
第2節	警察災害派遣隊（警察）	10
第3節	緊急消防援助隊（消防）	10
第4節	自衛隊	11
第5節	海上保安庁	12
第6節	国土交通省	12
第7節	医療救護活動	13
第8節	ボランティア	14
第5章	人的支援	17
第1節	基本的事項	17
第2節	応急活動の応援要請（短期）	17
第3節	他の都道府県の職員派遣の要請（中長期）	18
第4節	受入れが想定される業務	18
第6章	物資の受援	20
第1節	物資備蓄等の考え方	20
第2節	物資の受援手続	20
第3節	物資の輸送	22

第 1 章 総則

第 1 節 鹿児島県災害時受援計画の目的

鹿児島県災害時受援計画（以下「受援計画」という。）は、大規模災害発生時に、本県が応援を受ける際の要請の手順、応援に使用する活動拠点等をあらかじめ整理することにより、国（内閣府等）、警察、消防、自衛隊などの広域的な応援や他の自治体等からの応援を、迅速かつ効率的に受け入れることを目的とする。

第 2 節 受援計画の位置付け

この受援計画は、鹿児島県地域防災計画で作成を位置付けた「応援の受入体制の確立」に関する計画であり、国の防災基本計画で地方公共団体の地域防災計画に位置付けるよう努めるものとされた計画である。

第 3 節 基本的な考え方

大規模災害発生時は、この受援計画に基づいて速やかに応援を受け入れ、効率的、効果的に災害応急対策を実施する。また、災害の規模や収集した災害情報等に応じた柔軟な対応に留意する。

「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」や「鹿児島県緊急消防援助隊受援計画」等既定の応援制度により応援調整が図られる分野については、他機関との調整が不要な場合、当該計画や協定等に基づくものとする。

なお、この受援計画は、訓練を通じた検証や関係機関の体制の変更等に応じて適宜見直すものとする。

第 4 節 定義

この計画において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 1 拠点施設：本部拠点、活動拠点、物資拠点及び離島支援拠点の施設をいう。
- 2 本部拠点：被災地近傍に設置され、県現地災害対策本部やリエゾンオフィスとなる拠点をいう。
- 3 活動拠点：被災地近傍に設置され、警察災害派遣隊、緊急消防援助隊、自衛隊等の防災関係機関の集結・宿営等に提供する拠点をいう。
- 4 物資拠点：被災地近傍に設置され、被災地への支援物資等の受入れ・保管・出荷を行う拠点をいう。
- 5 離島支援拠点：海上・航空輸送に利便性の良い箇所に設置され、離島で発災した場合に、離島の活動拠点・物資拠点の後方支援を行う拠点をいう。
- 6 支援要員：「大規模災害発生時における危機管理防災対策部運営要綱」第 2 条に規定する支援職員をいう。

第2章 受援組織

第1節 基本的事項

県は、迅速かつ円滑な応援の受入れのため、次の組織を中心とした災害時の広域受援体制を構築する。

第1 県災害対策本部等

1 県災害対策本部

県災害対策本部は、防災関係機関と連携し、災害応急活動を行うとともに、市町村の要請や収集した災害情報等に基づいて広域応援の調整を行う。受援に関する主な活動は次のとおりとする。

- (1) 被害情報等の収集及び消防庁、自衛隊等の防災関係機関への報告
- (2) 市町村の要請等に基づく広域応援の調整
- (3) 拠点施設の開設の指示又は要請
- (4) 災害応急対策の基本方針の策定
- (5) 防災関係機関への応援要請
- (6) 国（内閣府、国土交通省、気象庁等）との連絡・調整

2 県現地災害対策本部

県現地災害対策本部は、本部の現地機関として、地域における災害応急対策の調整を行う。受援に関する主な業務は次のとおりとする。

- (1) 関係市町村、県機関が行う災害応急活動の総合調整
- (2) 拠点施設の運営支援
- (3) 関係市町村が実施する救助・救護の応援
- (4) 被災地域内の緊急輸送ルートの調整・決定

3 県災害対策本部危機管理防災対策部

県災害対策本部において、防災関係機関等が実施する災害応急対策の連絡調整など、県災害対策本部の基本的な業務を行う。受援に関する主な業務は次のとおりとする。

- (1) 本部会議及び関係機関との連絡調整
- (2) 市町村、警察、消防、自衛隊、その他の防災関係機関等が実施する災害応急対策の連絡調整
- (3) 物資輸送等に関する総合調整

第2 市町村災害対策本部

市町村災害対策本部は、県、防災関係機関、自主防災組織等と連携し、災害応急活動を行う。受援に関する主な業務は次のとおりとする。

- (1) 県及び防災関係機関への被害情報等の報告
- (2) 被害状況等を踏まえた県への応援の要請

- (3) 市町村選定の拠点施設の開設
- (4) 活動拠点又は災害現場等への誘導
- (5) 防災関係機関の部隊の受入れ及び連絡調整体制の構築

第3 国の現地対策本部との連携

県災害対策本部は、内閣府（防災担当）に対し、国が設置する緊急（非常）災害対策本部及び緊急（非常）災害現地対策本部との連絡調整体制の確認を行う。

県災害対策本部は、県本庁舎内に緊急（非常）災害現地対策本部連絡要員等の活動スペースを確保する。また、県本部と国との連絡調整については、国の緊急（非常）災害現地対策本部連絡要員を通じて行うことを基本とする。

第2節 県災害対策本部等における受援体制

第1 県災害対策本部における受援体制

【受援調整・物資輸送グループ】

1 受援調整グループ

県災害対策本部危機管理防災対策部本部連絡班（以下「本部連絡班」という。）に、危機管理防災局職員及び関係部局職員（人事班，市町村班，PR観光班，社会福祉班，農産園芸班，管財班等）並びに支援要員で編成する「受援調整グループ」を設置する。主な業務は次のとおりとする。

- (1) 県災害対策本部の各対策部の支援要請に関する調整
- (2) 国，他都道府県，市町村その他の防災関係機関との連絡調整及び情報共有
- (3) 企業，住民等からの支援申出の調整
- (4) 受援状況に関する全体調整及び災害対策本部等への報告
- (5) 配分計画の決定
- (6) 国，他都道府県リエゾン等の業務スペースの確保
- (7) 国，他都道府県リエゾン等が宿泊場所を確保することが困難な場合における公共施設の空きスペース，仮設の拠点や車両を設置できる空き地などの確保

2 物資輸送グループ

本部連絡班に、危機管理防災局職員，関係部局職員（交通政策班，道路維持班，港湾空港班等）及び支援要員，倉庫協会・トラック協会等の物流専門家並びにその他防災関係機関職員で編成する「物資輸送グループ」を設置し，物資の受入れから，受け入れた物資の仕分け，市町村物資拠点への配送までの一連の物流に関する調整を行う。主な業務は次のとおりとする。

- (1) 一次集積拠点（県物資拠点）の開設
- (2) 国，他都道府県，市町村との連絡調整
- (3) 輸送計画の決定
- (4) 輸送経路の状況把握
- (5) 車両の手配，配送等

第2 県現地災害対策本部における受援体制

- 1 県現地災害対策本部に受援調整担当を置く。主な業務は次のとおりとする。
 - (1) 県災害対策支部又は関係市町村の支援要請に関すること。
 - (2) 本部拠点の開設・閉鎖に関すること。
 - (3) 活動拠点、物資拠点への連絡員の派遣に関すること。

```

graph TD
    A[本部長  
(知事)] --> B[本部長  
(副知事)]
    A --> C[本部会議  
本部長  
副本部長  
総括危機管理防災監  
各対策部長]
    A --> D[本部室  
本部連絡班長  
本部連絡員]
    A --> E[支部  
(7)]
    A --> F[地方連絡部]
    A --> G[現地災害対策本部]
    B --> H[総括危機管理防災監]
    H --> I[工業用水道対策部]
    H --> J[県立病院対策部]
    H --> K[災害警備対策部]
    H --> L[教育対策部]
    H --> M[出納対策部]
    H --> N[土木対策部]
    H --> O[農政対策部]
    H --> P[商工労働水産対策部]
    H --> Q[子ども政策対策部]
    H --> R[保健福祉対策部]
    H --> S[環境林務対策部]
    H --> T[スポーツ対策部]
    H --> U[観光・文化]
    H --> V[総合政策対策部]
    H --> W[男女共同参画対策部]
    H --> X[総務対策部]
    H --> Y[危機管理防災対策部]
    Y --> Z[大規模災害発生時]
    Z --> AA[本部連絡班]
    Z --> AB[危機管理班]
    Z --> AC[原子力対策班]
    Z --> AD[消防・航空運用調整班]
    AA --> AE[グループ]
    AE --> AF[受援調整・物資輸送]
    AE --> AG[災害対策グループ]
    AD --> AH[航空運用調整グループ]
    AD --> AI[消防運用調整グループ]
  
```

— — — — —

|||

第3章 拠点施設

第1節 拠点の確保

県及び市町村は、広域応援を迅速かつ円滑に受け入れるため、予め選定した拠点施設候補地の中から、当該施設及び進入経路の被害状況や施設規模・設備等を勘案し、使用する拠点施設を選定する。

第1 本部拠点

1 本部拠点の確保

本部拠点は、各地域振興局・支庁本庁舎とする。ただし、災害の状況により、より適切であると考えられる場合には、各地域振興局・支庁本庁舎以外の庁舎等や市町村役場等に置くこともできるものとする。

各地域振興局・支庁においては、拠点として使用する会議室等の確保に配慮するものとする。

2 本部拠点の開設

- (1) 県災害対策本部長（受援調整グループ）は、必要と認める場合は、当該拠点候補地を管轄する県災害対策支部に要請する。
- (2) 県災害対策支部長は、要請を受けたときは、要請内容を確認し、使用の可否を連絡するとともに、使用が可能な場合は開設に必要な準備を行う。
- (3) 本部拠点の利用者は、拠点の使用の必要がなくなった場合は、県災害対策支部長又は県現地災害対策本部長経由で県災害対策本部長（受援調整グループ）にその旨を申し出る。
- (4) 県災害対策本部長（受援調整グループ）は、拠点の開設の必要がなくなった場合は、拠点の閉鎖について県災害対策支部長又は県現地災害対策本部長に要請する。

第2 活動拠点

1 活動拠点の開設

県は、関係市町村や防災関係機関と調整の上、活動拠点を選定する。

活動拠点の開設は、原則として警察、消防、自衛隊などの防災関係機関の部隊が行う。

- (1) 県災害対策本部長（受援調整グループ）は、必要があると認める場合は、選定した拠点施設の管理者に文書によって要請する。ただし、文書による要請のいとまが無いときは電話等にて要請し、事後速やかに文書を送達する。
- (2) 拠点施設の管理者は、要請を受けたときは、要請内容を確認し、使用の可否を文書によって回答する。
- (3) 県災害対策本部長（受援調整グループ）は、活動拠点所在地を所管する県災害対策支部から拠点連絡員を派遣させ、支部のみで対応が困難な場合は、県災害対

策本部から応援を派遣する。

- (4) 県災害対策本部長（受援調整グループ）は、活動拠点施設の管理者に対して、警察災害派遣隊、緊急消防援助隊、自衛隊等の防災関係機関の部隊（以下「応援部隊」という。）が活動拠点を開設するための施設の開錠、施設内における立入禁止区域の設定等を依頼するとともに、拠点連絡員により円滑な開設に協力するものとする。

2 開設状況の報告

本部連絡班長は、活動拠点の開設状況について本部会議に報告する。

3 応援部隊の活動状況の報告

本部連絡班長は、拠点連絡員及び応援部隊からの報告を受け、応援部隊の活動状況を災害対策本部会議に報告する。

4 応援部隊を活動拠点へ誘導するための情報提供

(1) 活動拠点等へ進出する応援部隊への情報提供

県災害対策本部（受援調整グループ）は、各応援部隊の調整本部又は緊急（非常）災害現地対策本部（本部を設置していない場合においては、国の情報先遣チーム等）等に対して、活動拠点に関する情報等を提供する。また、県災害対策本部及び県現地災害対策本部は、各応援部隊に対して入手した都度次の情報提供を行う。

- ①活動拠点の指定内容
- ②県内の被害概況

(2) 活動拠点へ誘導するための情報提供

県災害対策本部（受援調整グループ）は、被害状況などの災害応急対策に関する各種情報を迅速・的確に把握し、道路の通行状況など活動拠点へ進出する応援部隊に対して、情報提供等を行う。

(3) 活動拠点等の変更に係る情報提供

応援部隊が活動拠点への到達が困難となった場合には、県災害対策本部（受援調整グループ）は、活動拠点を変更し、その結果を各応援部隊の調整本部等に対して速やかに報告する。

5 応援部隊への支援

県災害対策本部（受援調整グループ）は、応援部隊の活動拠点に必要な応じて連絡要員を配置するなど、適宜情報提供を行い、応援部隊への支援を行う。

- (1) 県災害対策本部（受援調整グループ）は、応援部隊と連携し、被災地における活動（救助、救出、捜索等）の役割分担、地区の分担を調整する。
- (2) 県災害対策支部は、拠点連絡員を派遣し、現場における調整業務を支援する。

第3 物資拠点

1 物資拠点の確保

物資拠点は、予め選定した物資拠点候補地の中から選定するが、十分な集積場所を確保できない場合は、民間の倉庫利用を検討する。

2 物資拠点の役割

- (1) 道路の交通混乱を避け、被災地内の避難所等へ緊急物資を配送するための中継拠点とする。
- (2) 被災地内の道路交通の混乱が解消されるまでの期間に限定して設置する。

3 取扱物資

食品、飲料水、その他の生活必需物資等の被災者支援のために緊急に必要とされる物資とする。

4 実施業務

物資拠点における業務は次のとおりとする。

- (1) 一時集積及び分類
- (2) 配送先別の仕分け
- (3) 配送用車両への積み込み、発送

5 運営

県災害対策本部（物資輸送グループ）は、物資拠点における物資の受入れ、保管、払出等に関して、下記の事項について配慮し、効率的な運営に努めるものとする。

なお、物資拠点の運営に必要な人員や資機材等を運送事業者等と連携して速やかに確保するよう努めるものとする。

- (1) 効率的な物資の受入れ・払出に必要な資機材・技能者等の確保
- (2) 物資の保管・管理に関する台帳様式等の整備
- (3) 物資の受入れ・保管・払出等の管理に必要な物流専門家など必要な人材の確保

第4 離島支援拠点

1 拠点の位置

離島支援拠点は、原則として「鹿児島港新港区」及び「マリポートかごしま」とする。ただし、災害の状況等により必要と考えられるときは、活動拠点候補地又は物資拠点候補地を使用する。

2 拠点の組織・運営

- (1) 県災害対策本部（受援調整グループ）は、県内離島において大規模な災害が発生し、人員・物資の支援を行うときは、必要に応じて鹿児島港の港湾管理者（土木対策部港湾空港班）に離島支援拠点の開設を要請する。
- (2) 県災害対策本部（受援調整グループ）は、離島支援拠点が開設されたときは、必要に応じて拠点連絡員を離島支援拠点に派遣する。
- (3) 県災害対策本部（受援調整グループ）は、応援部隊又は物資を離島支援拠点に向かわせるよう、応援部隊の調整本部等又は物資提供者に要請する。
- (4) 県災害対策本部（受援調整グループ）は、応援部隊又は物資を船舶又は航空機により離島へ輸送する為の調整を行う。

<資料編 1 拠点施設等>

- 1－1 本部拠点候補地
- 1－2 活動拠点候補地
- 1－3 物資拠点候補地
- 1－4 離島支援拠点候補地
- 1－5 活動拠点関係様式集
- 1－6 物資拠点関係様式集

第4章 防災関係機関からの支援

第1節 基本的事項

第1 防災関係機関からの支援

- 1 県災害対策本部は、災害応急対策等に関して防災関係機関からの支援を要請する必要がある場合は、受援調整グループにおいて調整する。ただし、個別の協定等により応援窓口が定められている場合はそれによる。
- 2 受援調整グループは、要請内容を検討し、本部連絡班長に具申する。本部連絡班長は本部会議に要請内容を諮り、各種協定による派遣を協定先に要請する。
- 3 市町村は自らの応急対応等に関係機関の支援の必要がある場合は、受援調整グループと調整する。

第2 費用負担

応援に関する費用負担については、災害救助法等の関係法令に基づいて、国、県、市町村及び防災関係機関がそれぞれ負担し、各協定等に定めがある場合にはそれに従う。

第2節 警察災害派遣隊(警察)

第1 基本的事項

県災害対策本部(災害警備対策部)は、応急対策に必要と認めるときは、県公安委員会を通じて、警察法第60条第1項の規定に基づき、警察庁又は他の都道府県警察に対して、援助を要求する。

第2 要求手続

警察災害派遣隊の援助に関する要求は、「鹿児島県警察災害警備基本計画」による。

第3節 緊急消防援助隊(消防)

第1 基本的事項

消防関係の応援事項は、原則として「鹿児島県緊急消防援助隊受援計画」に定める消防応援活動調整本部が所管し、活動拠点等の調整等において他機関との調整が必要な場合、受援調整グループが調整を行う。

第2 要請手続

知事(受援調整グループ)は、県内の消防力を集結しても災害の防御が困難な場合、消防組織法第44条の規定に基づき、消防庁長官に対して緊急消防援助隊の派遣等の要請を行う。

- 《 鹿児島県緊急消防援助隊受援計画 》
《 大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱 》

第4節 自衛隊

第1 基本的事項

大規模な災害が発生した場合、被害が拡大し、県をはじめ市町村や各防災関係機関単独では対処することが困難な事態が予想される。

このため、自衛隊法第83条の規定に基づく自衛隊の効率的かつ迅速な災害派遣と受入体制を整える。

《 地域防災計画一般災害対策編 第3部第1章第5節 自衛隊の災害派遣》

第2 災害派遣要請の手続

1 災害派遣の要請者

自衛隊の災害派遣要請は、知事が、自衛隊法第83条の規定に基づき自己の判断又は市町村長の要請要求により行う。

2 要請手続

知事が、自衛隊の派遣を要請するときは、次の事項を明らかにした文書により陸上自衛隊第12普通科連隊に要請する。ただし、緊急を要する場合にあっては、電話等で要請し、事後速やかに文書を送達する。

- (1) 災害の状況及び派遣を要請する理由
- (2) 派遣を希望する期間
- (3) 派遣を希望する区域及び活動内容
- (4) その他参考となるべき事項

3 災害派遣要請の要求者

知事に対する自衛隊災害派遣要請の要求は、原則として市町村長が行う。

4 要求手続

市町村長が、知事に対する自衛隊災害派遣要請の要求をする場合は、次の事項を明記した文書を県災害対策本部（受援調整グループ）あてに送達する。

ただし、緊急を要する場合は、電話等で要求し、事後速やかに文書を送達する。

- (1) 災害の状況及び派遣を要請する理由
- (2) 派遣を希望する期間
- (3) 派遣を希望する区域及び活動内容
- (4) その他参考となるべき事項

5 災害派遣要請の要求ができない場合の措置

市町村長は、緊急避難、人命救助の場合で事態が急迫し知事に要求するいとまがないとき、若しくは、通信の途絶等により知事への要求ができないときは、直

接最寄りの駐屯地司令等の職にある部隊の長に通知するものとする。ただし、事後、速やかに、その旨を知事に通知しなければならない。

6 自衛隊が災害派遣する場合の知事への通知

知事の派遣要請又は自衛隊の自主的決定により、部隊を派遣した場合は、速やかに知事に派遣部隊の指揮官の官職・氏名その他必要事項を通知するものとする。

7 災害派遣部隊の撤収要請

知事は災害派遣部隊の撤収要請を行う場合は、民心の安全、民生の復興に支障がないよう当該市町村及び派遣部隊の長と協議して行う。

第5節 海上保安庁

第1 基本的事項

知事（受援調整グループ）は、海上保安庁の支援を必要とするときは、災害対策基本法第70条第3項及び第74条の3の規定に基づき、支援を要請する。

第2 要請手続

知事が海上保安庁の支援を要請するときは、次の事項を明らかにした文書により第十管区海上保安本部長に要請する。ただし、緊急を要する場合にあっては、電話等で要請し、事後速やかに文書を送達する。

- 1 災害の概要及び救援活動を要請する理由
- 2 救援活動を必要とする期間
- 3 救援活動を必要とする区域及び活動内容
- 4 その他救援活動に必要な事項

第6節 国土交通省

第1 基本的事項

災害対策本部（土木対策部監理班）は、国土交通省の応援を必要とするときは、九州地方整備局企画部長に対して応援を要請する。

第2 要請手続

要請は、「九州地方における大規模な災害時の応援に関する協定書」に基づき、電話等により応援要請を伝え、期間、場所、応援内容その他の事項を明らかにした文書を速やかに提出する。

《 九州地方における大規模な災害時の応援に関する協定書 》

《 地方自治体等への災害対策用機械機器貸付等要領 》

第7節 医療救護活動

第1 DMA T(災害派遣医療チーム)

1 DMA Tの活動内容

大規模な自然災害の発生時に、災害現場等で、急性期（発災後、おおむね48時間以内）に災害現場での緊急治療、災害現場から医療機関への患者搬送時の診療、被災地内の災害拠点病院等での診療、広域医療搬送時の診療等を行う。

2 DMA Tの出動

ア 知事による出動要請

知事は、DMA Tの派遣要請基準に照らし、DMA Tの派遣が必要と判断するときは、DMA T指定病院にDMA Tの出動を要請する。

イ 出動要請の特例

DMA Tの派遣要請基準に該当する場合で、通信ケーブルの切断、通信の利用制限、通信機の故障その他の理由により県との連絡ができず、かつ、災害等の現場において時間経過に伴う救命措置の遅れが生命に重大な影響を及ぼすと判断される負傷者が既に確認されている場合は、アの規定にかかわらず、次の(7)、(イ)に掲げるとおりとし、知事が承認したDMA Tの派遣は、知事の要請に基づく派遣とみなす。

(7) 消防機関の長又は市町村長による出動要請の特例

消防機関の長又は市町村長は、DMA Tの派遣要請基準に照らし、DMA Tの派遣が必要と判断するときは、DMA T指定病院にDMA Tの出動を要請する。この場合において、当該消防機関の長又は市町村長は速やかに知事に報告し、その承認を得るものとする。

(イ) DMA T指定病院の長の判断による出動の特例

DMA T指定病院の長は、緊急やむを得ない事情が生じた場合、自らの判断により、所属するDMA Tを出動させることができる。この場合において、当該DMA T指定病院の長は速やかに知事に報告し、その承認を得るものとする。

ウ 他県等への出動要請

知事は、災害が広域に及ぶなど県内のDMA Tのみでは対応できないと判断する場合は、厚生労働省（DMA T事務局含む）又は他都道府県の知事にDMA Tの派遣調整を要請する。

《 厚生労働省：日本DMA T活動要領 》

《 地域防災計画一般災害対策編 第3部第2章第10節 緊急医療 》

《 鹿児島県災害派遣医療チーム運営要綱 》

第2 救護班

1 救護班の活動内容

大規模な自然災害等の初動期（発災後３日間）から事態安定期（発災後４日～１４日間）に原則として現場救護所に出動し、傷病者のトリアージ、応急処置、重傷者の転送、巡回診療等を行う。

２ 救護班の出動

（１）市町村長による救護活動

市町村地域防災計画に基づき、市町村単位の救護活動を開始する。

（２）知事による救護班の出動要請

災害が広域に及んだ場合は、知事は、市町村長の派遣要請に基づき、必要に応じて県救護班の出動を要請する。

（３）他県等への出動要請

知事は、救護班が不足する場合は関係医師会及び県歯科医師会の協力を求めるとともに、必要に応じ「九州・山口９県災害時応援協定」に基づく応援を要請するほか、状況によっては自衛隊の救護班の応援を要請する。

（注） 上記救護班のほか被災者の実情に応じて県医師会会員による救護班を編成し医療救護及び患者収容にあたる。

《 地域防災計画一般災害対策編 第３部第２章第１０節 緊急医療 》

第３ ＤＰＡＴ（災害派遣精神医療チーム）

１ ＤＰＡＴの活動内容

大規模な自然災害の発生時に、被災地域において精神科医療及び精神保健活動の支援を行う。

２ ＤＰＡＴの出動

ア 鹿児島県ＤＰＡＴへの出動要請

知事は、ＤＰＡＴの派遣基準に照らし、ＤＰＡＴの派遣が必要と認めるときは、ＤＰＡＴ登録病院の長にＤＰＡＴの出動を要請する。

イ 他都道府県等への出動要請

知事は、災害が広域に及び県内では対応できないと判断する場合には、厚生労働省又は他都道府県の知事にＤＰＡＴ派遣を要請する。

《 厚生労働省：災害派遣精神医療チーム（ＤＰＡＴ）活動要領 》

《 厚生労働省委託事業ＤＰＡＴ事務局：ＤＰＡＴ活動マニュアル 》

《 鹿児島県災害派遣精神医療チーム運営要綱 》

第８節 ボランティア

第１ ボランティアの受入れ、支援体制

１ ボランティア活動に関する情報提供

県災害対策本部（保健福祉対策部社会福祉班）及び被災市町村は、被災者の様々なニーズの把握に努め、日本赤十字社鹿児島県支部、社会福祉協議会及びボランティア関係協力団体との情報交換を行うとともに、報道機関を通じて、求められるボランティア活動の内容、必要人員、活動拠点等について情報提供を行う。

2 被災地におけるボランティア支援体制の確立

(1) 救援対策本部における対応

県社会福祉協議会は、災害の状況に応じて必要と認めた場合は、救援対策本部を設置し、災害ボランティアセンター、近隣支援本部の設置についての連絡調整や、災害ボランティアセンター等の運営の支援等に努めるものとする。

(2) 災害ボランティアセンターにおける対応

被災地市町村社会福祉協議会等は、災害が発生した場合、必要に応じて速やかに、市町村等関係団体と連携の上、ボランティア活動の第一線の拠点として災害ボランティアセンターを設置し、被災者ニーズの把握、具体的活動内容の指示、活動に必要な物資の提供を行う。なお、被害の程度により、周辺市町村社会福祉協議会等は災害ボランティアセンターに対して積極的に人的な協力等に努めるものとする。

(3) 近隣支援本部における対応

被災規模が大きい場合には、通信・交通アクセスが良い等適切な地域の被災地周辺市町村社会福祉協議会等は、近隣支援本部を設置し、ボランティアの登録、派遣等のコーディネート、物資の調達等を行い、災害ボランティアセンターを支援する。

なお、他地域市町村社会福祉協議会等は、近隣支援本部に対して積極的に人的な協力等に努めるものとする。

3 ボランティアの受付、登録、派遣

ボランティア活動希望者の受入れに当たっては、災害ボランティアセンター等がボランティア窓口を設けて受付、登録を行い、活動内容等について、救援対策本部、近隣支援本部、ボランティア関係協力団体と連絡調整を図る。その際、ボランティア活動保険未加入者に対しては、紹介、加入に努める。

なお、県への直接のボランティア活動の問合せに対しては、県災害対策本部（保健福祉対策部社会福祉班）が総合窓口となり災害ボランティアセンター等に引継ぎ、登録等を行う。

第2 外国からの応援の受入れ

外国からの応援活動については、国が受入れを決定し、作成する受入計画に基づいて、県が受け入れるものとする。

県災害対策本部（観光・文化スポーツ対策部国際交流班）は、受け入れた外国からの応援活動が円滑に実施できるよう、県国際交流協会等から通訳ボランティア

を確保するとともに、必要な支援を行う。

《 地域防災計画一般災害対策編 第3部第1章第7節 ボランティアとの連携 》
《 鹿児島県ボランティアセンター運営要領 》

<資料編2 関係機関一覧等>

- 2-1 警察関係
- 2-2 消防関係
- 2-3 自衛隊関係
- 2-4 海上保安庁関係
- 2-5 災害拠点病院等
- 2-6 地域別救護班
- 2-7 都道府県ボランティアセンター

第5章 人的支援

第1節 基本的事項

第1 人的応援の判断基準

- 1 県災害対策本部の各対策部は、自らの災害応急対策等に関して人的支援の必要がある場合においては、法律や協定等で制度化された応援制度がある場合は当該制度に基づいて応援要請を行うこととし、それによりがたい場合は総務対策部人事班と調整する。特に、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度の活用も含めて検討するものとする。
- 2 総務対策部人事班は、庁内の応援について検討し、それによりがたい場合は第2節第1に掲げる協定による協定先への派遣要請について受援調整グループと調整する。
- 3 受援調整グループは、総務対策部人事班からの要請に関し第2節第1に掲げる協定による派遣を協定先に要請する。
- 4 市町村は、自らの災害応急対策等に関して人的支援の必要がある場合においては、法律や協定等で制度化された応援制度がある場合は当該制度に基づいて応援要請を行うこととし、それによりがたい場合は受援調整グループに要請する。
- 5 受援調整グループは、市町村からの要請に関し、庁内からの応援については総務対策部人事班と、県内の被災していない市町村からの応援については総務対策部市町村班とそれぞれ調整し、それ以外については第2節第1に掲げる協定による派遣を協定先に要請する。

第2 受入体制

受援調整グループは、派遣される職員が宿泊場所を確保することが困難な場合に、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地などの確保に配慮する。

また、応援業務の資料について、事前に派遣元に提供するなど、応援職員の業務引継ぎの円滑化に努める。

なお、応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努めるものとする。

各対策部は、派遣される職員の業務に必要な執務スペースの調整を行うものとする。

第3 費用負担

人的応援に関する費用負担については、原則として支援を受ける側の負担とし、各協定等に定めがある場合にはそれに従う。

第2節 応急活動の応援要請（短期）

第1 他の都道府県に対する広域応援要請

知事は、大規模な災害が発生し、県独自では十分な災害応急対策が実施できない場合は、災害の状況、応援を要請する地域及び必要とする内容を明らかにして、他の都道府県に対して応援を要請する。（災害対策基本法第74条関係）

1 「九州・山口9県災害時応援協定」に基づく要請

県災害対策本部（受援調整グループ）は、災害の状況、応援を要請する地域及び必要とする内容を明らかにして、九州・山口9県被災地支援対策本部長（九州地方知事会長）に応援を要請する。

カウンターパート方式等の応援実施方式については、状況に応じて支援対策本部と調整することとする。

2 「災害時における鹿児島県・岐阜県相互応援協定」に基づく要請

県災害対策本部（受援調整グループ）は、災害の状況、応援を要請する地域及び必要とする内容等を明らかにして、岐阜県に応援を要請する。

3 「鹿児島県と静岡県との災害時の相互応援等に関する協定」に基づく要請

県災害対策本部（受援調整グループ）は、災害の状況、応援を要請する地域及び必要とする内容等を明らかにして、静岡県に応援を要請する。

4 「全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定」に基づく要請

県災害対策本部（受援調整グループ）は、「九州・山口9県災害時応援協定」による応援で被災者の救援等の対策が十分に実施できない場合は、直接又は九州地方知事会幹事県を通じて、全国知事会に対し、災害の状況、必要とする広域応援の内容に関する事項等を記載した文書を提出して、広域応援を要請する。

5 「関西広域連合と九州地方知事会との災害時の相互応援に関する協定」に基づく要請

県災害対策本部（受援調整グループ）は、九州地方知事会の構成県だけでは十分な災害応急対策等の応援ができないときは、速やかに関西広域連合に対し応援を要請するよう九州地方知事会に要請する。

6 応急対策職員派遣制度に基づく要請

県災害対策本部（受援調整グループ）は、県内の地方公共団体による応援職員の派遣だけでは被災市町村において完結して災害対応業務を実施することが困難である場合又は困難であると見込まれる場合には、「応急対策職員派遣制度に関する要綱」に基づき、地域ブロック幹事県等を通じて、他の地方公共団体に対し、当該被災市町村への応援職員の派遣について協力を依頼する。

第2 国への応援要請

知事（受援調整グループ）は、災害の規模等に照らし、応援の指示又は要求を行うべき適当な相手方が見つからない場合や、仮に応援の指示又は要求を行ってもな

お不十分な場合など，地方公共団体間の応援の要求等のみによっては災害応急対策が円滑に実施されないと認める場合，国に対して，他の都道府県が被災都道府県又は被災市町村を応援することを求めるよう要求する。（災害対策基本法第74条の2関係）

第3節 他の都道府県の職員派遣の要請（中長期）

知事（総務対策部人事班）は，大規模な災害が発生し，県独自では十分な災害応急対策が実施できない場合は，災害の状況，応援を要請する地域及び必要とする内容を明らかにして，他の都道府県に対して職員の派遣を要請する。（地方自治法第252条の17関係）

第4節 受入れが想定される業務

大規模災害発生直後に他都道府県及び市町村の職員による人的応援の受入れが想定される業務並びに担当部及び担当課等は，概ね次のとおりである。

業務	担当部	担当課等
災害対策本部の運営支援	危機管理防災局	危機管理課 災害対策課
市町村の行政機能回復のための支援	総務部	市町村課
避難所及び避難者（在宅及び車中泊の避難者を含む。）の把握及び応急対策	危機管理防災局	危機管理課 災害対策課
避難所の運営等の支援	危機管理防災局	危機管理課
生活物資（食品，飲料水，救援物資）の供給	危機管理防災局 保健福祉部	災害対策課 生活衛生課
医療に関すること	保健福祉部	保健医療福祉課 健康増進課 障害福祉課 薬務課
被災者に対する健康相談，健康調査，保健指導等		保健医療福祉課 健康増進課 障害福祉課 医師・看護人材課
在宅の要配慮者（高齢者，障害者）の把握及び応急対策		障害福祉課 高齢者生き生き推進課
在宅の要配慮（乳幼児等）の把握及び応急対策		子育て支援課
災害遺児対策	子ども政策局	子ども福祉課
り災証明書の交付	危機管理防災局	危機管理課 災害対策課
土砂災害警戒区域等の緊急点検	土木部	砂防課
建築物及び宅地の応急危険度判定活動		建築課

<資料編3 協定関係連絡先等>

3-1 九州・山口9県災害時応援協定関係

3-2 岐阜県及び静岡県災害時応援協定関係

3-3 「関西広域連合と九州地方知事会との災害時の相互応援に関する協定」
及び「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」関係

第6章 物資の受援

第1節 物資備蓄等の考え方

県民は、食品、飲料水その他の生活必需物資の備蓄など、自ら災害に備えるものとし、これによっても物資が不足するときは、次の手順により物資を調達する。

第1 物資の調達手順

- 1 市町村は、市町村が備蓄している物資を住民に提供する。
- 2 市町村は、各市町村が協定を締結している民間業者等に対して、物資の供給を要請する。
- 3 市町村は、上記1及び2によっても物資が不足する場合は、県災害対策本部（受援調整グループ）に対して、調達を要請する。
- 4 県災害対策本部（受援調整グループ）は、保健福祉対策部社会福祉班を通じて、県が備蓄している物資を住民に提供する。
- 5 県災害対策本部（受援調整グループ）は、保健福祉対策部社会福祉班を通じて、県が協定を締結している県内の民間業者等から物資を調達する。
- 6 県災害対策本部（物資輸送グループ）は、国による要請に基づかない物資の供給（以下、「プッシュ型支援」という。）の受入れのため、一次集積拠点の選定等の準備を行う。
- 7 県災害対策本部（受援調整グループ）は、九州・山口9県災害時応援協定幹事県又は個別協定締結先（岐阜県、静岡県）に対して、応援を要請する。
- 8 県災害対策本部（受援調整グループ）は、国に対して広域応援を要請する。

《 九州・山口9県災害時応援協定 》

《 災害時における鹿児島県・岐阜県相互応援協定 》

《 鹿児島県と静岡県との災害時の相互応援等に関する協定 》

《 鹿児島県及び県内市町村災害時相互応援協定 》

第2節 物資の受援手続

第1節第1の1及び2によっても物資が不足する場合の物資調達に関する活動は以下のとおりとする。

なお、物資の支援要請や調達・輸送調整については、国の「物資調達・輸送調整等支援システム」を活用するものとする。

第1 調達を必要とする物資の把握

市町村は、市町村内で不足している（又は、その見込みのある）物資量を把握し、（県現地災害対策本部が設置されている場合は同本部を通じて）県災害対策本部（受援調整グループ）に要請する。この際、市町村は、指定避難所以外の避難

所や車中泊の避難者についての状況把握や通信事業者からの支援を受けて実施する通信機器を活用した状況把握にも努めるものとする。

市町村からの要請については、原則 1 日 1 回、決められた時間に集約して要請することとするが、特に緊急の要請がある場合は、随時県災害対策本部（受援調整グループ）に要請する。

第 2 県備蓄物資の供給

県災害対策本部（受援調整グループ）は、市町村からの要請があった場合は、県防災研修センター等に備蓄している物資の供給について、市町村物資拠点毎の配分計画を決定し、その結果を市町村に通知するとともに必要な調整を行う。

第 3 協定業者からの物資の調達

1 供給の要請

県災害対策本部（受援調整グループ）は、県内の協定業者に対して、必要とする品目・数量及び搬送先を示し物資の供給を要請する。

2 配分計画の決定

県災害対策本部（受援調整グループ）は、協定業者から調達できる数量等を基に、市町村物資拠点毎の配分計画を決定し、その結果を市町村または物資拠点に連絡するとともに必要な調整を行う。

第 4 国によるプッシュ型支援

1 一次集積拠点の開設

県災害対策本部（物資輸送グループ）は、国によるプッシュ型支援に備えて、一次集積拠点（県物資拠点）の開設等の受入準備を行い、受入体制の整備に努める。

2 国との調整

県災害対策本部（受援調整グループ）は、国からの物資送付先についての照会に対応し、品目・数量・車番・出発時刻・到着予定日時を把握する。

3 配分計画の決定

県災害対策本部（受援調整グループ）は、国から送付される物資量等や市町村毎の想定避難者数から、市町村物資拠点ごとの配分計画を決定する。

県災害対策本部（受援調整グループ）は、市町村物資拠点毎の配分計画を市町村に連絡するとともに、市町村物資拠点など受入先を確認する。

4 市町村への発送連絡

また、県災害対策本部（受援調整グループ）は、市町村に配送した物資の品目・数量・車番・出発時刻・到着予定時刻を発送後速やかに市町村に連絡する。

第 5 協定に基づく応援要請

1 協定に基づく要請

県災害対策本部（受援調整グループ）は、九州・山口 9 県災害時応援協定に基づき幹事県に対し、物資の調達を要請する。また、同協定では十分に実施できな

いは「関西広域連合と九州地方知事会との災害時の相互応援に関する協定」又は「全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定」に基づき、幹事県を通じて物資の調達を要請する。

県災害対策本部（受援調整グループ）は、個別協定締結先（岐阜県、静岡県）に対して、応援を要請する。

2 配分計画の決定

県災害対策本部（受援調整グループ）は、各協定に基づく各都道府県からの物資の調達・搬送方法の決定を踏まえ、市町村物資拠点ごとの配分計画を決定し、その結果を市町村に連絡するとともに、必要な調整を行う。

第6 国からの物資の調達

1 応援要請

県災害対策本部（受援調整グループ）は、都道府県との協定によっても物資が不足する場合は、国（各省庁、現地災害対策本部が設置されている場合は同本部）に対して、物資の調達を要請する。

2 配分計画の決定

県災害対策本部（受援調整グループ）は、国による物資の調達・搬送方法の決定を踏まえ、市町村物資拠点ごとの配分計画を決定し、その結果を市町村に連絡するとともに、必要な調整を行う。

第7 義援物資の受援

1 受援の広報

大規模災害発生直後は被災地が混乱しているため、被災地方公共団体に対する義援物資（個人、団体等からの無償の支援物資）を送ることを控えるよう、県災害対策本部（本部連絡班災害対策グループ）は、国の現地本部や報道機関等と連携して広報を行う。

2 義援物資提供申し出の登録

県災害対策本部（受援調整グループ）は、義援物資提供の申し出を受けた場合は、品目、量等の情報を登録しておき、当該物資を受け入れる場合は、後日連絡する旨を伝える。

3 個人、団体等からの受援

県災害対策本部（受援調整グループ）は、被災市町村災害対策本部が、個人、団体等からの無償の義援物資の受入れを希望する場合は登録情報に基づき提供申出者に対して、義援物資の依頼を行う。

第3節 物資の輸送

第1 物資の輸送

1 基本的事項

県災害対策本部(物資輸送グループ)は、県物資拠点から市町村物資拠点へ輸送を行う。

物資の輸送は、緊急輸送道路ネットワーク計画に基づく緊急輸送道路により行うが、輸送先や道路の被害状況を勘案し、陸送での輸送が困難な場合は、必要に応じて、海路、空路による輸送を行う。輸送手段は次のとおりとする。

- (1) 陸路：トラック、鉄道等
- (2) 海路：フェリー、漁船等
- (3) 空路：ヘリコプター等

2 協定による輸送

(1) 公益社団法人鹿児島県トラック協会

知事(物資輸送グループ)は、物資の陸上輸送が必要と考えられる場合は、「緊急・救援物資等の輸送に関する協定」に基づき、鹿児島県トラック協会に輸送を要請する。

(2) 鹿児島県旅客船協会

知事(受援調整グループ)は、物資の海上輸送が必要と考えられる場合は、「大規模災害時における旅客船による緊急輸送等に関する協定」に基づき鹿児島県旅客船協会に輸送を要請する。

《 緊急・救援物資等の輸送に関する協定 》

《 大規模災害時における旅客船による緊急輸送等に関する協定 》

3 要請による輸送

(1) 自衛隊

知事は、自衛隊の派遣を必要とする場合は、自衛隊法第83条の規定に基づき、輸送に係る災害派遣を要請する。

(2) 海上保安庁

知事(受援調整グループ)は、海上保安庁の支援を必要とする場合は、災害対策基本法第70条第3項及び第74条の3の規定に基づき、第十管区海上保安本部長に対して、支援事項等明らかにして支援を要請する。

(3) 指定公共機関及び指定地方公共機関

知事(物資輸送グループ)は、緊急の必要があると認められる場合は、災害対策基本法第86条の18の規定に基づき、指定公共機関及び指定地方公共機関(輸送、鉄道事業者)に対し、災害応急対策必要物資の輸送を要請し、正当な理由がないのに要請に応じないときは輸送を指示する。

第2 市町村物資拠点から避難所等への輸送

市町村は、配分された物資を避難所等に輸送し、被災者へ配布する。

なお、被害状況等により市町村物資拠点から避難所等への輸送が困難な場合には、市町村は、県災害対策本部（受援調整グループ）又は県現地災害対策本部に対し、輸送を要請することができる。

第3 緊急通行

県、県警察本部又は所轄警察署は、災害応急対策の円滑な実施のためその通行を確保することが特に必要な車両に対しては、標章及び緊急通行車両確認証明書を交付することができる。

《 地域防災計画一般災害対策編 3部2章第8節第2 緊急通行車両の確認等 》

第4 有料道路

県災害対策本部（受援調整グループ）は、無償化措置が必要であると考えられるときは、有料道路事業者とその取扱いについて協議するものとする。

県災害対策本部（受援調整グループ）は、協議の結果無償化措置を受けることが可能な場合は、支援を受けようとする関係機関及び他都道府県にその旨を通知する。また、県災害対策本部（受援調整グループ）は他都道府県に対して、申し出のあった場合に災害派遣等従事車両証明書を発行するよう依頼するものとする。

<資料編4 民間事業者等との協定一覧>

4-1 県と民間事業者等が締結している災害に関する協定等

鹿 児 島 県 災 害 時 受 援 計 画 (資料編)

目次

<資料編 1 拠点施設等>

1-1	本部拠点候補地	1
1-2	活動拠点候補地	2
1-3	物資拠点候補地	5
1-4	離島支援拠点候補地	9
1-5	活動拠点関係様式集	10
1-6	物資拠点関係様式集	14

<資料編 2 関係機関一覧等>

2-1	警察関係	18
2-2	消防関係	19
2-3	自衛隊関係	20
2-4	海上保安庁関係	21
2-5	災害拠点病院等	22
2-6	地域別救護班	23
2-7	都道府県ボランティアセンター	25

<資料編 3 協定関係連絡先等>

3-1	九州・山口9県災害時応援協定関係	26
3-2	岐阜県及び静岡県との災害時応援協定関係	27
3-3	「関西広域連合と九州知事会との災害時の相互応援に関する協定」 及び「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」関係	27

<資料編 4 民間事業者等との協定一覧>

4-1	県と民間事業者等が締結している災害に関する協定等の状況	28
-----	-----------------------------	----

資料編1 拠点施設等

1-1 本部拠点候補地

1. 各振興局・支庁本庁舎

地域	庁舎名	住所
鹿児島	鹿児島地域振興局本庁舎	鹿児島市小川町3-56
南薩	南薩地域振興局本庁舎	南さつま市加世田東本町8-13
北薩	北薩地域振興局本庁舎	薩摩川内市神田町1-22
始良・伊佐	始良・伊佐地域振興局本庁舎	始良市加治木町諏訪町12
大隅	大隅地域振興局本庁舎	鹿屋市打馬2-16-6
熊毛	熊毛支庁本庁舎	西之表市西之表7590
大島	大島支庁本庁舎	奄美市名瀬永田町17-3

2. 各振興局・支庁庁舎(本庁舎以外)

地域	庁舎名	住所
鹿児島	鹿児島地域振興局第2庁舎	鹿児島市谷山港2-5-1
	鹿児島地域振興局日置庁舎	日置市伊集院町下谷口1960-1
南薩	南薩地域振興局第2庁舎	南さつま市加世田村原2-1-1
	南薩地域振興局指宿庁舎	指宿市十二町301
北薩	北薩地域振興局第2庁舎	薩摩川内市隈之城町228-1
	北薩地域振興局さつま庁舎	さつま町虎居704-2
	北薩地域振興局出水庁舎	出水市昭和町18-18
	北薩地域振興局甑島庁舎	薩摩川内市上甑町中甑485-3
始良・伊佐	始良・伊佐地域振興局霧島庁舎	霧島市隼人町松永3320-16
	始良・伊佐地域振興局伊佐庁舎	伊佐市大口里53-1
大隅	大隅地域振興局曾於庁舎	曾於市大隅町岩川5677
	大隅地域振興局志布志庁舎	志布志市志布志町志布志2-1-11
	大隅地域振興局志布志第2庁舎	志布志市志布志町帖6617-17
熊毛	熊毛支庁屋久島庁舎	屋久島町安房650
大島	大島支庁瀬戸内庁舎	瀬戸内町古仁屋船津36
	大島支庁喜界庁舎	喜界町赤連2901-14
	大島支庁徳之島庁舎	徳之島町亀津7216
	大島支庁徳之島第2庁舎	徳之島町亀津4943-2
	大島支庁沖永良部庁舎	和泊町手々知名134-1

1-2 活動拠点候補地

市町村		整理番号	施設名称	施設管理者名	所在地		適用基準(注1)						
					住所 (市町村)	住所(区以下)	適用基準 (消防)	適用基準 (警察)	適用基準 (自衛隊)	複合適用基準			
										警察+消防	警察+自衛隊	消防+自衛隊	警察+消防+自衛隊
1	鹿児島市	1	鴨池公園	鹿児島県、鹿児島市	鹿児島市	鴨池2-31、32外	○	○	○	○	○	○	○
		2	港中央公園	鹿児島市	鹿児島市	谷山港2-5	○	×	×	×	×	×	×
		3	消防総合訓練研修センター	鹿児島市	鹿児島市	新栄町22-30	○	×	×	×	×	×	×
		4	都市農業センター	鹿児島市	鹿児島市	犬迫町4705	○	○	○	○	○	○	○
		5	吉田文化体育センター	鹿児島市	鹿児島市	本城町46	○	○	○	○	○	○	○
		6	桜島溶岩グラウンド	鹿児島市	鹿児島市	桜島横山町1722-17	○	○	○	○	○	○	○
		7	喜入総合運動場	鹿児島市	鹿児島市	喜入町6166-3	○	○	○	○	○	○	○
		8	松元平野岡体育館(運動場)	鹿児島市	鹿児島市	上谷口町3400付近	○	○	○	○	○	○	○
		9	郡山総合運動場	鹿児島市	鹿児島市	東俣町1401	○	○	○	○	○	○	○
		10	かごしま健康の森公園	鹿児島市	鹿児島市	犬迫町825外	○	○	○	○	○	○	○
		11	吉野公園	鹿児島県	鹿児島市	吉野町7955	○	○	○	○	○	○	○
2	鹿屋市	12	平和公園多目的グラウンド	鹿屋市	鹿屋市	串良町有里5639番地	○	○	○	○	○	○	×
		13	鹿屋運動公園	鹿屋市	鹿屋市	西原2丁目2番3号	○	○	○	○	○	○	×
3	枕崎市	14	枕崎市総合運動公園	枕崎市	枕崎市	岩崎町1	○	○	○	○	○	○	×
		15	枕崎市農村運動広場	枕崎市	枕崎市	寿町185	○	○	×	○	×	×	×
		16	枕崎市片平山公園	枕崎市	枕崎市	山手町174	○	○	×	○	×	×	×
4	阿久根市	17	阿久根市総合運動公園	阿久根市	阿久根市	赤瀬川12486-1	○	○	○	○	○	○	○
		18	番所丘公園	阿久根市	阿久根市	西目6812-439	○	○	○	○	○	○	○
5	出水市	19	出水市総合運動公園多目的広場	出水市	出水市	中央町32	○	○	○	○	○	○	○
		20	出水市高尾野多目的運動場	出水市	出水市	高尾野町柴引899-1	○	○	○	○	○	○	○
		21	出水市野田運動場(多目的グラウンド)(サッカー競技場)	出水市	出水市	野田町一	○	○	○	○	○	○	○
6	指宿市	22	開聞総合グラウンド	指宿市	指宿市	開聞十町2602	○	○	○	○	○	○	○
7	西之表市	23	古田中学校跡地	西之表市	西之表市	古田1225	×	○	×	×	×	×	×
		24	多目的広場	西之表市	西之表市	西之表1910	○	○	○	○	○	○	○
8	垂水市	25	「道の駅」たるみずはまびら	垂水市	垂水市	垂水市浜平2036-6	○	○	△ (10,000㎡)	○	×	×	×
		26	垂水中央運動公園	垂水市	垂水市	垂水市田神3000	○	○	○	○	○	○	○
9	薩摩川内市	27	薩摩川内市総合運動公園	薩摩川内市	薩摩川内市	運動公園町3030番地	○	○	― (駐屯地あり)	○	― (駐屯地あり)	― (駐屯地あり)	― (駐屯地あり)
10	日置市	28	日置市東市来総合運動公園	日置市	日置市	東市来町伊作田1037-2	○	○	○	○	○	○	○
		29	日置市伊集院総合運動公園	日置市	日置市	伊集院町野田1792	○	○	○	○	○	○	○
		30	日置市吹上浜公園	日置市	日置市	吹上町中原1353-5	○	○	○	○	○	○	○
11	曽於市	31	末吉栄楽公園グラウンド	曽於市	曽於市	末吉町二之方1950	○	○	○	○	○	○	○
	曽於市	32	花房峽憩いの森	曽於市	曽於市	末吉町南之郷11391-1	○	○	×	○	×	×	×
	曽於市	33	大隅総合運動公園	曽於市	曽於市	大隅町中之内8197	○	○	○	○	○	○	○
	曽於市	34	大隅弥五郎伝説の里	曽於市	曽於市	大隅町岩川6137-8	○	○	○	○	○	○	○
	曽於市	35	財部城山総合運動公園	曽於市	曽於市	財部町北俣10804	○	○	○	○	○	○	○

1-2 活動拠点候補地

市町村		整理番号	施設名称	施設管理者名	所在地		適用基準(注1)						
					住所 (市町村)	住所(区以下)	適用基準 (消防)	適用基準 (警察)	適用基準 (自衛隊)	複合適用基準			
										警察+消防	警察+自衛隊	消防+自衛隊	警察+消防+自衛隊
	曾於市	36	清流の森大川原峡	曾於市	曾於市	財部町下財部6472	○	○	×	○	×	×	×
12	霧島市	37	霧島市隼人運動場	スポーツ文化振興課 スポーツ振興グループ	霧島市	霧島市隼人町内山田1-14-16	○	○	－ (駐屯地あり)	○	－ (駐屯地あり)	－ (駐屯地あり)	－ (駐屯地あり)
		38	国分海浜公園グラウンド (第1・第2)	スポーツ文化振興課 スポーツ振興グループ	霧島市	霧島市国分下井2512	○	○	－ (駐屯地あり)	○	－ (駐屯地あり)	－ (駐屯地あり)	－ (駐屯地あり)
		39	城山公園	建設施設管理課 公園管理グループ	霧島市	霧島市国分上小川3819	○	○	－ (駐屯地あり)	○	－ (駐屯地あり)	－ (駐屯地あり)	－ (駐屯地あり)
		40	霧島高原国民休養地	観光課 観光地づくりグループ	霧島市	霧島市牧園町高千穂3311	○	○	－ (駐屯地あり)	○	－ (駐屯地あり)	－ (駐屯地あり)	－ (駐屯地あり)
12	霧島市	41	霧島市隼人運動場	霧島市教育部保健体育課	霧島市	霧島市隼人町内山田1-14-16	○	○	－ (駐屯地あり)	○	－ (駐屯地あり)	－ (駐屯地あり)	－ (駐屯地あり)
13	いちき串木野市	42	いちき串木野市多目的グラウンド	いちき串木野市	いちき串木野市	生福5351	○	○	○	○	○	○	○
14	南さつま市	43	加世田運動公園	南さつま市	南さつま市	加世田武田18100番地	○	○	○	○	○	○	○
15	志布志市	44	城山総合公園多目的広場	志布志市教育委員会 (指定管理者:志布志市 シルバー人材センター)	志布志市	志布志市松山町新橋1570番地17	○	○	○	○	○	○	○
		45	市民グラウンド	志布志市教育委員会 (指定管理者:志布志市 シルバー人材センター)	志布志市	志布志市有明町野井倉1773番地1	×	×	○	○	○	○	○
16	奄美市	46	名瀬総合運動公園	奄美市	奄美市	奄美市名瀬小宿字砂田2878-1	○	○	○	○	○	○	○
		47	奄美体験交流館	奄美市	奄美市	奄美市住用町見里1084-1	○	○	○	○	○	○	○
		48	太陽ヶ丘運動公園	奄美市	奄美市	奄美市笠利町万屋1164番地1、1148番地1、1515番地1	○	○	○	○	○	○	○
17	南九州市	49	知覧平和公園	南九州市	南九州市	知覧町郡17919-1	○	○	○	○	○	○	○
18	伊佐市	50	伊佐市陸上競技場	伊佐市	伊佐市	大口島集336-1	○	○	○	○	×	×	×
		51	菱刈農村公園運動広場	伊佐市	伊佐市	菱刈前目2561-1	○	○	×	○	×	×	×
19	姶良市	52	姶良市総合運動公園	姶良市	姶良市	姶良市平松2392	○	○	○	○	○	○	○
20	三島村	53	三島開発総合センター	三島村	三島村	大字硫黄島90-61	○	○	×	○	×	×	×
21	十島村	54	十島村総合開発センター	十島村	十島村	大字中之島145	○	○	×	○	×	×	×
22	さつま町	55	宮之城総合グラウンド	さつま町	さつま町	船木302-1	○	○	○	○	○	○	○
		56	柏原グラウンド	さつま町	さつま町	柏原1594	○	○	×	○	×	×	×
		57	薩摩総合運動公園	さつま町	さつま町	求名12761-6	○	○	○	○	○	○	○
23	長島町	58	長島町役場駐車場	長島町	長島町	鷹巣1869-1ほか	○	○	×	○	×	×	×
		59	城川内運動場	長島町	長島町	城川内873-3ほか	○	○	×	○	×	×	×
		60	川床コミュニティ広場	長島町	長島町	川床1546-5ほか	○	○	○	○	×	×	×
		61	鷹巣運動場	長島町	長島町	鷹巣1924-3	○	○	×	○	×	×	×
24	湧水町	62	湧水町城山グラウンド	湧水町	湧水町	木場1396	○	○	○	○	○	○	○
25	大崎町	63	大崎ふれあいの里公園	大崎町	大崎町	神領2392番地	○	○	○	×	×	×	×
26	東串良町	64	東串良町町民運動場	東串良町	東串良町	東串良町新川西2065-1	○	○	○	○	×	×	×
27	錦江町	65	錦江町総合運動公園	錦江町	錦江町	神川1807-3、1820-1	○	○	○	○	○	○	○
28	南大隅町	66	南大隅町運動広場	南大隅町	南大隅町	佐多馬籠3505番地	○	○	○	○	○	×	×
		67	南大隅町根占運動場	南大隅町	南大隅町	根占川北133-1	○	○	×	○	×	×	×
29	肝付町	68	肝付町文化センター	肝付町	肝付町	前田1020	○	○	○	○	○	○	×
		69	やぶさめの里総合公園	肝付町	肝付町	新富5590-35	○	○	×	○	×	×	×
30	中種子町	70	旧種子島空港エプロン	鹿児島県	中種子町	野間17007-4	○	○	○	○	×	×	×

1-2 活動拠点候補地

市町村		整理番号	施設名称	施設管理者名	所在地		適用基準(注1)						
					住所 (市町村)	住所(区以下)	適用基準 (消防)	適用基準 (警察)	適用基準 (自衛隊)	複合適用基準			
										警察+消防	警察+自衛隊	消防+自衛隊	警察+消防+自衛隊
31	南種子町	71	南種子町健康公園	南種子町	南種子町	中之上1728-5	○	○	○	○	○	○	○
32	屋久島町	72	屋久島町健康の森公園	屋久島町	屋久島町	安房2740番地1	○	○	○	○	○	○	○
33	大和村	73	思勝港	大和村	大和村	津名久653-5	○	○	○	○	○	○	×
		74	大和中学校	大和村	大和村	思勝370	○	○	×	○	×	×	×
34	宇検村	75	宇検村総合運動公園	宇検村	宇検村	湯湾2945	○	○	○	○	○	○	○
35	瀬戸内町	76	瀬戸内町総合運動公園	瀬戸内町教育委員会	瀬戸内町	清水小平原392	○	○	○	○	○	○	○
36	龍郷町	77	龍郷町体育・文化センター りゅうゆう館	龍郷町	龍郷町	浦1837	○	○	×	○	×	×	×
		78	龍郷町中央グラウンド	龍郷町	龍郷町	瀬留983	○	○	○	○	×	×	×
37	喜界町	79	喜界町防災食育センター横広	喜界町	喜界町	赤連105-1	○	○	○	○	○	○	○
38	徳之島町	80	徳之島町健康の森総合運動公園	徳之島町	徳之島町	徳和瀬765	○	○	○	○	○	○	○
39	天城町	81	天城町総合運動公園	天城町	天城町	浅間177-15	○	○	○	○	○	○	○
40	伊仙町	82	伊仙町総合グラウンド	伊仙町	伊仙町	伊仙字3072-1、3072-2	○	○	○	○	○	○	×
41	和泊町	83	和泊町民運動広場	和泊町	和泊町	大島郡和泊町内城279-4	○	○	△ (9,000㎡)	○	×	×	×
42	知名町	84	知名町総合グラウンド	知名町	知名町	黒貫1181-14	○	○	○	○	○	○	○
43	与論町	85	与論町総合運動場	与論町	与論町	茶花32-1	○	○	△ (13,000㎡)	○	×	×	×

(注1)救助活動拠点の基準として、想定している活動規模は次のとおり。

・緊急消防援助隊の活動拠点【活動規模：消防車両25台、100人(駐車場面積：2,000㎡以上、野外宿泊用面積：1,000㎡以上)】

・警察災害派遣隊の活動拠点【活動規模：車両30台、約100人(駐車場面積：1,500㎡以上)】

・自衛隊災害派遣部隊の活動拠点【活動規模：1個連隊約400人(駐車場、野営等面積：15,000㎡以上)】

(注2)市町村が選定している「応急仮設住宅建設候補地」と重複している候補地については、市町村住宅部局との調整が必要である。

1-3 物資拠点候補地

1 県物資拠点候補地

番号	地区	施設名称	施設所有者名	施設管理者名	所在地	
					住所 (市町村)	住所 (区以下)
1	鹿児島地区	鹿児島臨海 トラックターミナル	鹿児島県共同トラック ターミナル株式会社	鹿児島県共同トラック ターミナル株式会社	鹿児島市	南栄4-11-1
2		鹿児島市中央卸売 市場青果市場	鹿児島市	鹿児島市	鹿児島市	東開町11-1
3		鹿児島港新港区 (1号上屋)	鹿児島県	鹿児島県	鹿児島市	城南町
4		マリンポートかごしま	鹿児島県	鹿児島県	鹿児島市	中央港新町
5	南薩地区	サンシティホール いぶすき横広場	指宿市	指宿市	指宿市	東方10411
6		吹上浜海浜公園	鹿児島県	鹿児島県地域振興公社	南さつま市	加世田高橋1936-2
7		かせだドーム	南さつま市	南さつま市	南さつま市	加世田高橋1952-2
8		グリーンドーム金峰	南さつま市	南さつま市	南さつま市	金峰町高橋3075-4
9	北薩地区	川内地方卸売市場	協同組合 川内地方卸売市場	協同組合 川内地方卸売市場	薩摩川内市	上川内町4887
10		さつま町公設地方 卸売市場	さつま町	さつま町	さつま町	船木3080
11	始良・ 伊佐地区	霧島市公設地方 卸売市場	霧島市	霧島市	霧島市	国分広瀬1629-1
12		大口地方卸売市場	伊佐市	大口地方卸売市場 管理組合	伊佐市	大口大島1202-1
13	大隅地区	平和公園屋内 ゲートボール場	鹿屋市	鹿屋市	鹿屋市	串良町有里4915-4
14		曾於地域公設地方 卸売市場	曾於地域公設地方 卸売市場管理組合	曾於地域公設地方 卸売市場管理組合	志布志市	志布志町帖3674-1
15		志布志港若浜地区	鹿児島県	鹿児島県	志布志市	志布志町志布志3262
16	熊毛地区	種子島公設地方卸売市場	西之表市	西之表市	西之表市	天神町6
17		あっぱ〜らんど 屋根付き競技場	西之表市	西之表市	西之表市	西之表1898-1
18	大島地区	名瀬港本港地区	鹿児島県	鹿児島県	奄美市	名瀬塩浜町17

2 市町村物資拠点候補地

	市町村	施設名称	施設所有者名	施設管理者名	所在地	
					市町村名	住所
1	鹿児島市	鹿児島ふれあいスポーツランド	鹿児島市	南国殖産(株)	鹿児島市	中山町591-1
		鹿児島流通業務団地				
		久留米運送(株)鹿児島支店	久留米運送(株)	久留米運送(株)	鹿児島市	西別府町3200-5
		南九州福山通運(株)鹿児島支店	南九州福山通運(株)	南九州福山通運(株)	鹿児島市	西別府町3200-3
		太陽運輸倉庫(株)	太陽運輸倉庫(株)	太陽運輸倉庫(株)	鹿児島市	西別府町2941-14
		鹿児島市中央卸売市場青果市場	鹿児島市	鹿児島市	鹿児島市	東開町11-1
2	鹿屋市	鹿屋市体育館	鹿屋市	鹿屋市	鹿屋市	向江町29-1
3	枕崎市	枕崎市総合体育館	枕崎市	枕崎市	枕崎市	中央町26番地
4	阿久根市	阿久根市総合体育館	阿久根市	阿久根市	阿久根市	赤瀬川2486-1
5	出水市	屋根付き市民ふれあい広場	出水市	出水市	出水市	中央町32番地8
6	指宿市	指宿庁舎北側別館・老人福祉センター	指宿市	指宿市	指宿市	十町2424番地
		市役所山川庁舎	指宿市	指宿市	指宿市	山川新生町35番地
		開聞老人福祉センター	指宿市	指宿市	指宿市	開聞十町2756番地
7	西之表市	西之表市民会館	西之表市	西之表市	西之表市	西之表7600番地
8	垂水市	垂水市文化会館	垂水市	垂水市	垂水市	田神2750-1
		垂水市公設地方卸売市場	垂水市	垂水市	垂水市	錦江町1-201
9	薩摩川内市	薩摩川内市川内文化ホール	薩摩川内市	薩摩川内市	薩摩川内市	若松町3番10号
		薩摩川内市社会福祉協議会	薩摩川内市	薩摩川内市	薩摩川内市	永利町4107番地1
		防災資機材倉庫	薩摩川内市	薩摩川内市	薩摩川内市	運動公園町3030番地
		樋脇地区コミュニティセンター	薩摩川内市	薩摩川内市	薩摩川内市	樋脇町塔之原3563-3
		樋脇町もくもくふれあい館ゲートボール場	薩摩川内市	薩摩川内市	薩摩川内市	樋脇町市比野4690
10	日置市	日置市伊集院総合体育館	日置市	日置市	日置市	伊集院町郡一丁目60番地
11	曾於市	旧財部南中学校屋内運動場	曾於市	曾於市	曾於市	財部町南俣5375
		旧財部北中学校屋内運動場	曾於市	曾於市	曾於市	財部町北俣5410-1
12	霧島市	国分シビックセンター多目的ホール	霧島市	霧島市	霧島市	国分中央三丁目45番1号
		国分体育館	霧島市	霧島市	霧島市	国分清水309
		溝辺体育館	霧島市	霧島市	霧島市	溝辺町3391
		横川農業交流センター	霧島市	霧島市	霧島市	横川町上ノ3590-9
		横川体育館	霧島市	霧島市	霧島市	横川町上ノ3392-3
		牧園アリーナ	霧島市	霧島市	霧島市	牧園町宿窪田2992
		霧島総合支所庁舎	霧島市	霧島市	霧島市	霧島田口8-4
		霧島公民館	霧島市	霧島市	霧島市	霧島田口500
		隼人体育館	霧島市	霧島市	霧島市	隼人町内山田1-14-16
		福山体育館	霧島市	霧島市	霧島市	福山町福山5290-61
13	いちき串木野市	いちき串木野市役所	いちき串木野市	いちき串木野市	いちき串木野市	昭和通133-1
		市来庁舎	いちき串木野市	いちき串木野市	いちき串木野市	湊町1丁目1
		串木野高齢者福祉センター	いちき串木野市	いちき串木野市	いちき串木野市	新生町183

2 市町村物資拠点候補地

	市町村	施設名称	施設所有者名	施設管理者名	所在地	
					市町村名	住所
14	南さつま市	かせだドーム	南さつま市	南さつま市	南さつま市	加世田高橋1952-2
		グリーンドーム金峰	南さつま市	南さつま市	南さつま市	金峰町高橋3075-4
15	志布志市	曾於地域公設地方卸売市場	志布志市	志布志市	志布志市	志布志町帖3674-1
16	奄美市	名瀬総合運動公園（多目的室内練習場）	奄美市	奄美市	奄美市	名瀬小宿字砂田2878-1
		奄美体験交流館	奄美市	奄美市	奄美市	住用町見里1084-1
		太陽ヶ丘運動公園	奄美市	奄美市	奄美市	笠利町万屋1164-1, 1148-1, 1515-1
17	南九州市	顕娃保健センター	南九州市	南九州市	南九州市	顕娃町牧之内2830番地
		知覧保健センター	南九州市	南九州市	南九州市	知覧町郡17530番地
		川辺保健センター	南九州市	南九州市	南九州市	川辺町平山6978番地
18	伊佐市	伊佐市総合体育館	伊佐市	伊佐市	伊佐市	大口鳥巣336番地1
19	始良市	始良市総合運動公園体育館	始良市	始良市	始良市	平松2392
		陶夢ランド	始良市	始良市	始良市	加治木町小山田1583-1
		始良市蒲生体育館	始良市	始良市	始良市	蒲生町北24-1
20	三島村	鹿児島本港区南埠頭3号上屋 フェリーみしま岸壁地内	鹿児島県	鹿児島県	鹿児島市	本港新町南埠頭3号上屋
21	十島村	鹿児島本港区南埠頭4号上屋 フェリーとしま岸壁地内	鹿児島県	鹿児島県	鹿児島市	本港新町南埠頭4号上屋
22	さつま町	宮之城ひまわり館	さつま町	さつま町	さつま町	宮之城屋地2117—1
		宮之城総合体育館	さつま町	さつま町	さつま町	船木308—2
		宮之城トレーニングセンター	さつま町	さつま町	さつま町	時吉1743
		さつま町B & G海洋センター	さつま町	さつま町	さつま町	求名12753—3
		鶴田武道館	さつま町	さつま町	さつま町	神子668—9
23	長島町	長島町総合町民体育館	長島町	長島町	長島町	鷹巣3653
24	湧水町	湧水町栗野体育館	湧水町	湧水町	湧水町	米永433-1
		湧水町吉松体育館	湧水町	湧水町	湧水町	中津川1607
25	大崎町	大崎町役場倉庫	大崎町	大崎町	大崎町	假宿1029
26	東串良町	東串良町役場	東串良町	東串良町	東串良町	川西1543
27	錦江町	錦江町総合交流センター	錦江町	錦江町	錦江町	城元963
28	南大隅町	南大隅町トレーニングセンター	南大隅町	南大隅町	南大隅町	佐多馬籠3470番地1
		川北地区集会施設	南大隅町	南大隅町	南大隅町	根占川北1135番地1
29	肝付町	肝付町役場倉庫	肝付町	肝付町	肝付町	新富98
		内之浦総合支所倉庫	肝付町	肝付町	肝付町	南方2643
30	中種子町	種子島中央体育館	中種子町	中種子町	中種子町	野間5930-1
31	南種子町	農業者トレーニングセンター	南種子町	南種子町	南種子町	中之上2293-5
		中平小学校体育館	南種子町	南種子町	南種子町	中之上2427
		南種子中学校体育館	南種子町	南種子町	南種子町	中之下1900
32	屋久島町	一湊中学校体育館	屋久島町	屋久島町	屋久島町	一湊2030
		宮之浦体育館	屋久島町	屋久島町	屋久島町	宮之浦2482-5
		安房体育館	屋久島町	屋久島町	屋久島町	安房304-1
		岳南中学校体育館	屋久島町	屋久島町	屋久島町	小島393-9

2 市町村物資拠点候補地

	市町村	施設名称	施設所有者名	施設管理者名	所在地	
					市町村名	住所
33	大和村	大和村防災センター	大和村	大和村	大和村	思勝477番 1
34	宇検村	宇検村総合体育館	宇検村	宇検村	宇検村	湯湾2943
35	瀬戸内町	瀬戸内町役場	瀬戸内町	瀬戸内町	瀬戸内町	古仁屋船津23番地
36	龍郷町	龍郷町体育・文化センターりゅうゆう館	龍郷町	龍郷町	龍郷町	浦1837
37	喜界町	喜界町役場車庫棟	喜界町	喜界町	喜界町	湾1746
38	徳之島町	地域福祉センター	徳之島町	徳之島町	徳之島町	亀津7673
		徳之島町総合食品加工センター美農里	徳之島町	徳之島町	徳之島町	徳和瀬615-1
		徳之島町健康の森総合運動公園	徳之島町	徳之島町	徳之島町	徳和瀬765
		生涯学習センター	徳之島町	徳之島町	徳之島町	亀津2918
		学校給食センター	徳之島町	徳之島町	徳之島町	亀徳2184-75
		上花徳農業研修館	徳之島町	徳之島町	徳之島町	花徳2210-2
		母間食品加工センター	徳之島町	徳之島町	徳之島町	母間
		山公民館	徳之島町	徳之島町	徳之島町	山1888-3
39	天城町	天城町B&G海洋センター	天城町	天城町	天城町	浅間177-15
		すぱーく天城	天城町	天城町	天城町	浅間177-15
		天城町防災センター	天城町	天城町	天城町	天城427
40	伊仙町	伊仙町総合体育館	伊仙町	伊仙町	伊仙町	伊仙3071
41	和泊町	和泊町防災拠点施設	和泊町	和泊字	和泊町	和泊727番地
42	知名町	あしびの郷ちな	知名町	知名町	知名町	瀬利覚2362
43	与論町	与論町屋内多目的運動場	与論町	与論町	与論町	茶花2666番地

1-4 離島支援拠点候補地

番号	地区	施設名称	施設所有者名	施設管理者名	所在地	
					住所（市町村）	住所（区以下）
1	鹿児島地区	鹿児島港新港区	鹿児島県	鹿児島県	鹿児島市	城南町45-1
2		マリンポートかごしま	鹿児島県	鹿児島県	鹿児島市	中央港新町

1－5 活動拠点関係様式集
様式1

令和 年 月 日

〇〇〇〇 様

鹿児島県災害対策本部長
(鹿 児 島 県 知 事)

活動拠点施設開設等要請書

下記のとおり活動拠点としての開設及び運営支援を要請します。

1 開設要請施設

名称：

住所：

2 開設予定期間

令和 年 月 日 () ～令和 年 月 日 ()

3 災害等の状況及び要請事由

4 その他参考となる事項

1－5 活動拠点関係様式集
別記様式2

令和 年 月 日

鹿児島県災害対策本部長 殿
(鹿 児 島 県 知 事)

〇〇〇〇

活動拠点施設開設（予定）報告書

令和 年 月 日付けで要請のあったことについて、下記のとおり活動拠点を開設します。

1 開設（予定）施設

名称：

住所：

2 開設期間

令和 年 月 日（ ）～令和 年 月 日（ ）

3 その他参考となる事項

1－5 活動拠点関係様式集
別記様式3

令和 年 月 日

〇〇〇〇 様

鹿児島県災害対策本部長
(鹿 児 島 県 知 事)

活動拠点施設閉鎖等要請書

令和 年 月 日付けで要請し、開設されていた活動拠点について、業務が完了したので、下記のとおり閉鎖を要請します。

1 閉鎖要請施設

名称：

住所：

2 開設期間

令和 年 月 日 () ～令和 年 月 日 ()

3 災害等の状況及び要請事由

4 その他参考となる事項

1－5 活動拠点関係様式集
別記様式4

令和 年 月 日

鹿児島県災害対策本部長 殿
(鹿 児 島 県 知 事)

〇〇〇〇

活動拠点施設閉鎖（予定）報告書

令和 年 月 日付けで要請のあったことについて、下記のとおり活動拠点を閉鎖します。

1 閉鎖施設

名称：

住所：

2 開設期間

令和 年 月 日（ ）～令和 年 月 日（ ）

3 その他参考となる事項

1－6 物資拠点関係様式集
別記様式1

令和 年 月 日

〇〇〇〇 様

鹿児島県災害対策本部長
(鹿 児 島 県 知 事)

県物資拠点施設開設等要請書

下記のとおり県物資拠点としての開設及び運営支援を要請します。

1 開設要請施設

名称：

住所：

2 開設予定期間

令和 年 月 日 () ～令和 年 月 日 ()

3 災害等の状況及び要請事由

4 その他参考となる事項

1－6 物資拠点関係様式集
別記様式2

令和 年 月 日

鹿児島県災害対策本部長 殿
(鹿 児 島 県 知 事)

〇〇〇〇

県物資拠点施設開設（予定）報告書

令和 年 月 日付けで要請のあったことについて、下記のとおり県物資拠点を開設します。

1 開設（予定）施設

名称：

住所：

2 開設期間

令和 年 月 日（ ）～令和 年 月 日（ ）

3 処理能力等（利用可能なスペース・能力を記載）

要員	荷役作業 名、事務要員 名
保管可能スペース	m ²
使用可能機材	フォークリフト 台 ・ パレット 枚 その他（ ）
使用可能搬送車両	10トン車 台・5トン車 台・2トン車 台 その他（ ）

4 その他参考となる事項

1－6 物資拠点関係様式集
別記様式3

令和 年 月 日

〇〇〇〇 様

鹿児島県災害対策本部長
(鹿 児 島 県 知 事)

県物資拠点施設閉鎖等要請書

令和 年 月 日付けで要請し、開設されていた県物資拠点について、業務が完了したので、下記のとおり閉鎖を要請します。

1 閉鎖要請施設

名称：

住所：

2 開設期間

令和 年 月 日 () ～令和 年 月 日 ()

3 災害等の状況及び要請事由

4 その他参考となる事項

1－6 物資拠点関係様式集
別記様式4

令和 年 月 日

鹿児島県災害対策本部長 殿
(鹿 児 島 県 知 事)

〇〇〇〇

県物資拠点施設閉鎖（予定）報告書

令和 年 月 日付けで要請のあったことについて、下記のとおり県物資拠点を閉鎖します。

1 閉鎖施設

名称：

住所：

2 開設期間

令和 年 月 日（ ）～令和 年 月 日（ ）

3 その他参考となる事項

2-1 警察関係

機 関 名	郵便番号	住 所	連絡先
鹿児島県警察本部	890-8566	鹿児島市鴨池新町 1 0 - 1	099-206-0110
鹿児島中央警察署	892-0838	鹿児島市新屋敷町 1 7 - 2 6	099-222-0110
鹿児島西警察署	890-0041	鹿児島市城西 3 - 8 - 1 0	099-285-0110
鹿児島南警察署	891-0115	鹿児島市東開町 1	099-269-0110
指宿警察署	891-0311	指宿市西方 1 6 0 2 - 1	0993-22-2110
南九州警察署	897-0302	南九州市知覧町郡 4 9 8 0 - 3	0993-83-1110
枕崎警察署	898-0051	枕崎市中央町 1 8 9	0993-72-0110
南さつま警察署	897-0008	南さつま市加世田地頭所町 1 - 2	0993-52-2110
日置警察署	899-2502	日置市伊集院町徳重 2 3 - 3	099-273-0110
いちき串木野警察署	896-0031	いちき串木野市東島平町 6 2 2 7	0996-33-0110
薩摩川内警察署	895-0074	薩摩川内市原田町 1 - 1	0996-20-0110
さつま警察署	895-1813	薩摩郡さつま町轟町 2 2 - 2	0996-53-0110
阿久根警察署	899-1611	阿久根市赤瀬川 3 8 5 2 - 1	0996-73-0110
出水警察署	899-0207	出水市中央町 9 2 5	0996-62-0110
伊佐湧水警察署	895-2511	伊佐市大口里 2 7 8 6 - 1	0995-22-0110
始良警察署	899-5421	始良市東餅田 3 8 8 5 - 1	0995-65-0110
霧島警察署	899-4332	霧島市国分中央 3 - 4 4 - 2 2	0995-47-2110
曾於警察署	899-8103	曾於市大隅町中之内 8 9 5 1	099-482-0110
志布志警察署	899-7103	志布志市志布志町志布志 3 2 4 5	099-472-0110
肝付警察署	893-1207	肝属郡肝付町新富 4 9 3 4 - 1	0994-65-0110
鹿屋警察署	893-0014	鹿屋市寿 3 - 8 - 3 0	0994-44-0110
錦江警察署	893-2303	肝属郡錦江町馬場 4 3 8	0994-22-0110
種子島警察署	891-3101	西之表市西之表 1 6 3 8 1 - 9	0997-22-0110
屋久島警察署	891-4311	熊毛郡屋久島町安房 3 0 4 - 4 2	0997-46-2110
奄美警察署	894-0036	奄美市名瀬長浜町 5 - 2	0997-53-0110
瀬戸内警察署	894-1507	大島郡瀬戸内町古仁屋 1 2 8 3 - 1 5 5	0997-72-0110
徳之島警察署	891-7101	大島郡徳之島町亀津 4 9 4 6 - 1	0997-83-0110
沖永良部警察署	891-9112	大島郡和泊町和泊 1 2 0	0997-92-0110

2-2 鹿児島県内消防本部等

No.	消防本部名等	電話番号	FAX番号	〒	住 所	構成市町村
—	鹿児島県消防長会	099-222-0119	099-224-8119	892-0816	鹿児島市山下町15-1 (鹿児島市消防局内)	
—	鹿児島県消防協会	0995-64-5401	0995-64-5402	899-5652	姶良市平松6252	
1	鹿児島市消防局	099-222-0119	099-224-8119	892-0816	鹿児島市山下町15-1	鹿児島市
2	枕崎市消防本部	0993-72-0049	0993-73-2082	898-0025	枕崎市立神本町346	枕崎市
3	出水市消防本部	0996-63-0119	0996-63-2281	899-0201	出水市緑町50-2	出水市
4	垂水市消防本部	0994-32-1019	0994-32-8119	891-2122	垂水市上町112-2	垂水市
5	薩摩川内市消防局	0996-22-0119	0996-20-3430	895-0074	薩摩川内市原田町22-10	薩摩川内市
6	日置市消防本部	099-272-0119	099-273-5869	899-2502	日置市伊集院町徳重1-10-10	日置市
7	霧島市消防局	0995-64-0119	0995-64-0845	899-4332	霧島市国分中央3-41-5	霧島市
8	いちき串木野市消防本部	0996-32-0119	0996-32-4396	896-0026	いちき串木野市昭和通133-1	いちき串木野市
9	南さつま市消防本部	0993-52-3145	0993-52-3043	897-0031	南さつま市加世田東本町24	南さつま市
10	姶良市消防本部	0995-63-3287	0995-63-3291	899-5241	姶良市加治木町木田2040-1	姶良市
11	さつま町消防本部	0996-52-0119	0996-53-0119	895-1816	薩摩郡さつま町時吉366	さつま町
12	指宿南九州消防組合	0993-22-5111	0993-22-5112	891-0402	指宿市十町429	指宿市, 南九州市
13	阿久根地区消防組合	0996-72-0119	0996-73-4523	899-1626	阿久根市鶴見町200	阿久根市, 長島町
14	伊佐湧水消防組合	0995-22-0119	0995-22-5294	895-2505	伊佐市大口目丸132-1	伊佐市, 湧水町
15	大隅曾於地区消防組合	099-482-0119	099-482-2712	899-8103	曾於市大隅町岩川5950	曾於市, 志布志市, 大崎町
16	大隅肝属地区消防組合	099-443-1188	099-440-0201	893-0015	鹿屋市新川町800	鹿屋市, 東串良町, 肝付町, 錦江町, 南大隅町
17	沖永良部与論地区広域事務組合	0997-93-0119	0997-93-5276	891-9201	大島郡知名町余多1319	知名町, 和泊町, 与論町
18	徳之島地区消防組合	0997-83-3160	0997-83-3275	891-7101	大島郡徳之島町亀津7203	徳之島町, 天城町, 伊仙町
19	熊毛地区消防組合	0997-23-0119	0997-23-4198	891-3116	西之表市鴨女町248	西之表市, 中種子町, 南種子町, 屋久島町
20	大島地区消防組合	0997-52-0100	0997-52-5107	894-0006	奄美市名瀬小浜町27-5	奄美市, 大和村, 宇検村, 瀬戸内町, 龍郷町, 喜界町
—	三島村	099-222-3141	099-223-1832	892-0821	鹿児島市名山町12-18	消防非常備村
—	十島村	099-222-2101	099-223-6720	892-0822	鹿児島市泉町14-15	消防非常備村

2-3 自衛隊関係

自 衛 隊 要 請 関 係 機 関		所 在 地	電 話 番 号	備考
部 隊 名	主 管 課			
陸上自衛隊西部方面總監部	防衛部防衛課	熊本市東区東町1-1-1	096-368-5111	県内
〃 第8師団司令部	運用班	熊本市北区八景水谷2-17-1	内線2255又は2256	
〃 第12普通科連隊本部	第3部防衛班		096-343-3141	
〃 第8施設大隊 (川内駐屯地)	第3科	霧島市国分福島2丁目4-14	内線 3234 夜間 3302 0995-46-0350 内線 235 0995-460350 内線 301 0996-20-3900 内線 230	
海上自衛隊佐世保地方總監部	防衛部	佐世保市平瀬町18	0956-23-7111	県内
〃 第1航空群司令部	運用幕僚	鹿屋市西原3-11-2	内線 3225 0994-43-3111	
〃 奄美基地分遣隊	防衛部	大島郡瀬戸内町古仁屋船津27	内線 2218 (夜間・休日2222) 09977-2-0250	
航空自衛隊西部航空方面隊司令部	防衛部 運用2班	福岡県春日市原町3-1-1	092-581-4031 内線 2348 夜間 2203	
自衛隊鹿児島地方協力本部	総務課	鹿児島市東郡元町4-1	099-253-8920	県内

2-4 海上保安庁関係

部署	郵便番号	所在地	連絡先
第十管区海上保安本部	890-8510	鹿児島市東郡元町4-1	099-250-9800(代) 099-250-9801 (休日, 夜間)
鹿児島海上保安部	892-0812	鹿児島市浜町2番5-1号	099-222-6680
喜入海上保安署	891-0202	鹿児島市喜入中名町1000-28	099-345-0125
指宿海上保安署	891-0511	指宿市山川福元6713	0993-34-1000
志布志海上保安署	899-7103	志布志市志布志町志布志3259	099-472-4999
種子島海上保安署	891-3101	西之表市西之表16314-6	0997-22-0118
串木野海上保安部	896-0036	いちき串木野市浦和町54-1	0996-32-2205
奄美海上保安部	894-0034	奄美市名瀬矢之脇町26-1	0997-52-5811
古仁屋海上保安署	894-1506	大島郡瀬戸内町大字古仁屋字船津35-1	0997-72-2999

2-5 災害拠点病院等

地域振興局・支庁	保健所	施設名	所在地	電話番号
鹿児島地域振興局	鹿児島市	◎鹿児島市立病院	鹿児島市上荒田町37-1	099-230-2101
		○鹿児島赤十字病院	鹿児島市平川町2545	099-261-2111
		○鹿児島市医師会病院	鹿児島市鴨池新町7-1	099-254-1125
		国立病院機構鹿児島医療センター	鹿児島市城山8-1	099-223-1151
		済生会鹿児島病院	鹿児島市南林寺町1-11	099-223-0101
		○鹿児島大学病院	鹿児島市桜ヶ丘8-35-1	099-275-5111
		○米盛病院	鹿児島市与次郎1-7-1	099-230-0100
南薩地域振興局	加世田	○県立薩南病院	南さつま市加世田村原4-11	0993-53-5300
		枕崎市立病院	枕崎市枕崎6120	0993-72-0303
北薩地域振興局	川 薩	○済生会川内病院	薩摩川内市原田町2-46	0996-23-5221
	出 水	○出水総合医療センター 出水郡医師会広域医療センター	出水市明神町520 阿久根市赤瀬川4513	0996-67-1611 0996-73-1331
始良・伊佐地域振興局	大 口	○県立北薩病院	伊佐市大口宮人502-4	0995-22-8511
	始 良	県立始良病院	始良市平松6067	0995-65-3138
		○霧島市立医師会医療センター	霧島市隼人町松永3320	0995-42-1171
大隅地域振興局	志布志	○曾於医師会立病院	曾於市大隅町月野894	099-482-4888
		曾於医師会立有明病院	志布志市有明町野井倉8288	099-477-1111
	鹿 屋	○県民健康プラザ鹿屋医療センター	鹿屋市礼元一丁目8-8	0994-42-5101
		肝付町立病院	肝属郡肝付町北方1953	0994-67-2721
		垂水中央病院	垂水市錦江町1-140	0994-32-5211
熊毛支庁	西之表	○種子島医療センター	西之表市西之表7463	0997-22-0960
大島支庁	名 瀬	○県立大島病院	奄美市名瀬真名津町18-1	0997-52-3611

(注) ◎：基幹災害拠点病院

○：地域災害拠点病院

2-6 地域別救護班

地域振興局・支庁	保 健 所	施 設 名	所 在 地	電 話 番 号	班数
鹿児島地域振興局	鹿児島市保健所	鹿児島市立病院	鹿児島市上荒田町37-1	099-230-7000	2
		日本赤十字社鹿児島県支部	〃 鴨池新町1-5	099-252-0600	8
		鹿児島市医師会	〃 加治屋町3-10	099-226-3737	15
		鹿児島市歯科医師会	〃 照国町13-15	099-222-0574	13
		国立病院機構鹿児島医療センター	〃 城山町8-1	099-223-1151	2
		済生会鹿児島病院	〃 南林寺町1-11	099-223-0101	1
南薩地域振興局	指宿保健所	国立病院機構指宿病院	指宿市十二町4145	0993-22-2231	1
		指宿医師会	〃 山川新生町35	0993-34-2820	2
		指宿市歯科医師会	指宿市十二町1-3（なかはら歯科医院内）	0993-25-4000	2
南薩地域振興局	加世田保健所	県立薩南病院	南さつま市加世田村原4-11	0993-53-5300	1
		枕崎市立病院	枕崎市日之出町230	0993-72-0303	1
		枕崎市医師会	〃 寿町102	0993-72-5059	1
		南薩医師会	南さつま市加世田村原1丁目3-13	0993-53-6062	1
		南薩歯科医師会	南九州市加世田本町41-10（中馬歯科医院内）	0993-52-0584	1
		枕崎市歯科医師会	枕崎市緑町96（さめしま歯科内）	0993-72-8255	1
鹿児島地域振興局	伊集院保健所	いちき串木野市医師会	いちき串木野市桜町38	0996-32-7955	1
		日置市医師会	日置市伊集院町妙円時1-72-10	099-273-6669	3
		日置地区歯科医師会	いちき串木野市昭和通278（ひまわり歯科医院内）	0996-33-5777	4
北薩地域振興局	川薩保健所	済生会川内病院	薩摩川内市原田町2-46	0996-23-5221	1
		川内市医師会	〃 大小路町70-26	0996-23-4612	2
		薩摩郡医師会	薩摩郡さつま町轟町510（薩摩郡医師会病院内）	0996-53-0326	1
		薩摩川内市歯科医師会	薩摩川内市向田本町18-20（林かずひろ歯科クリニック内）	0996-21-1755	2
		薩摩郡歯科医師会	薩摩川内市入来町副田5950-6（せぐち歯科クリニック内）	0996-44-4618	5
北薩地域振興局	出水保健所	出水市総合医療センター	出水市明神町520	0996-67-1611	1
		出水郡医師会	〃 昭和町18-18	0996-63-0646	3
		出水郡歯科医師会	出水市高尾野町大久保2847-2（よしだ歯科クリニック内）	0996-79-3443	6

地域振興局・支庁	保健所	施設名	所在地	電話番号	班数
始良・伊佐 地域振興局	大口保健所	県立北薩病院	伊佐市大口宮人502-4	0995-22-8511	1
		伊佐市医師会	〃 鳥巢450	0995-22-0589	1
		伊佐市歯科医師会	伊佐市大口堂崎155-33 (医療法人 たけ歯科内)	0995-23-0505	2
始良・伊佐 地域振興局	始良保健所	始良地区医師会	霧島市隼人町内山田 1 丁目6-62	0995-42-1205	4
		始良地区歯科医師会	〃 溝辺町麓872-2	0995-58-4388	4
		国立病院機構南九州病院	始良市加治木町木田1882	0995-62-2121	1
大隅地域振興局	志布志保健所	曾於医師会	曾於市大隅町月野894 (曾於医師会立病院内)	099-482-4893	2
		曾於郡歯科医師会	志布志市有明町野井倉7724 (医療法人 飯山歯科医院内)	099-477-0809	2
大隅地域振興局	鹿屋保健所	県民健康フーズラサ 鹿屋医療センター	鹿屋市礼元一丁目8-8	0994-42-5101	1
		鹿屋市医師会	〃 西原三丁目7-39	0994-43-4757	2
		肝属郡医師会	肝属郡錦江町神川135-3 (肝属郡医師会立病院内)	0994-22-3111	1
		肝属東部医師会	肝属郡肝付町新富470-1	0994-65-0099	1
		鹿屋市歯科医師会	鹿屋市古前城町6-2	0994-41-5607	3
		肝付歯科医師会	肝属郡錦江町馬場299 (坂元歯科医院内)	0994-22-0118	3
熊毛支庁	西之表保健所	熊毛地区医師会	西之表市栄町 2 (産業会館内)	0997-23-2548	1
		熊毛郡歯科医師会	熊毛郡屋久島町宮之浦197 (あらしき歯科医院内)	0997-42-2248	1
熊毛支庁	屋久島保健所	熊毛地区医師会 熊毛郡歯科医師会	西之表市栄町 2 (産業会館内) 熊毛郡屋久島町宮之浦197 (あらしき歯科医院内)	0997-23-2548 0997-42-2248	1 1
大島支庁	名瀬保健所	県立大島病院	奄美市名瀬真名津町18-1	0997-52-3611	1
		大島郡医師会	〃 名瀬塩浜町3-10 (医師会館内)	0997-52-0598	1
		大島郡歯科医師会	〃 名瀬塩浜町3-10 (医師会館内)	0997-52-6161	1
大島支庁	徳之島保健所	大島郡医師会	奄美市名瀬塩浜町3-10 (医師会館内)	0997-52-0598	2
		大島郡歯科医師会	〃 名瀬塩浜町3-10 (医師会館内)	0997-52-6161	2

2-7 都道府県ボランティアセンター

都道府県	名称	電話番号	FAX
鹿児島県	鹿児島県社会福祉協議会 ボランティアセンター	099-253-6922	099-251-6779

都道府県	名称	電話番号	FAX
北海道	北海道社会福祉協議会 ボランティア・市民活動センター	011-241-3976	011-251-3971
青森県	青森県社会福祉協議会 青森県ボランティア・市民活動センター	017-723-1391	017-723-1394
岩手県	岩手県社会福祉協議会 ボランティア・市民活動センター	019-637-4483	019-637-7592
秋田県	秋田県社会福祉協議会 秋田県ボランティアセンター	018-864-2799	018-864-2742
宮城県	宮城県社会福祉協議会 みやぎボランティア総合センター	022-266-3951	022-266-3953
山形県	山形県社会福祉協議会 山形県ボランティア活動振興センター	023-626-1622	023-626-1623
福島県	福島県社会福祉協議会 ボランティアセンター	024-523-1254	024-523-4477
茨城県	茨城県社会福祉協議会 ボランティアセンター	029-243-3805	029-241-1434
栃木県	栃木県社会福祉協議会 地域福祉・ボランティア課	028-622-0525	028-621-5298
群馬県	群馬県社会福祉協議会 ぐんまボランティア・市民活動支援センター	027-255-6111	027-255-6444
埼玉県	埼玉県社会福祉協議会 埼玉県ボランティアセンター	048-822-1435	048-822-1449
千葉県	千葉県社会福祉協議会 ボランティア・市民活動センター	043-204-6010	043-604-6015
東京都	東京都社会福祉協議会 東京ボランティア・市民活動センター	03-3235-1171	03-3235-0050
神奈川県	神奈川県社会福祉協議会 かながわボランティアセンター	045-312-4815	045-312-6307
新潟県	新潟県社会福祉協議会 新潟県ボランティアセンター	025-281-5527	025-281-5529
富山県	富山県社会福祉協議会 富山県ボランティアセンター	076-432-6123	076-432-6124
石川県	石川県社会福祉協議会 石川県ボランティアセンター	076-234-1616	0762-22-8900
福井県	福井県社会福祉協議会 福井県ボランティアセンター	0776-24-4987	0776-24-0041
山梨県	山梨県社会福祉協議会 ボランティア推進課	055-224-2941	055-232-4087
長野県	長野県社会福祉協議会 長野県ボランティア地域活動センター	026-226-1882	026-228-0130
静岡県	静岡県社会福祉協議会 静岡県ボランティアセンター	054-255-7357	054-254-5208
岐阜県	岐阜県社会福祉協議会 岐阜県ボランティアセンター	058-274-2940	058-274-2945
愛知県	愛知県社会福祉協議会 ボランティアセンター	052-212-5504	052-212-5505
三重県	三重県社会福祉協議会 三重県ボランティアセンター	059-229-6634	059-229-6635
滋賀県	滋賀県社会福祉協議会 滋賀県ボランティアセンター	077-567-3924	077-567-5160
京都府	京都府社会福祉協議会 地域福祉・ボランティア振興課	075-252-6295	075-252-6310
大阪府	大阪府社会福祉協議会 大阪府ボランティア・市民活動センター	06-6762-9631	06-6762-9679
兵庫県	兵庫県社会福祉協議会 ひょうごボランティア・プラザ	078-360-8845	078-360-8848
奈良県	奈良県社会福祉協議会 総合ボランティアセンター	0774-29-0155	0744-26-0234
和歌山県	和歌山県社会福祉協議会 和歌山県ボランティアセンター	073-435-5220	073-435-5221
鳥取県	鳥取県社会福祉協議会 鳥取県ボランティアセンター	0857-59-6344	0857-59-6340
島根県	島根県社会福祉協議会 ボランティア活動振興センター	0852-32-5997	0852-32-5982
岡山県	岡山県社会福祉協議会 岡山県ボランティア・市民活動支援センター	086-231-0532	086-231-0541
広島県	広島県社会福祉協議会 広島県ボランティアセンター	082-254-3506	082-256-2228
山口県	山口県社会福祉協議会 山口県ボランティアセンター	083-922-7786	083-923-0294
徳島県	徳島県社会福祉協議会 とくしまボランティア推進センター	088-664-8211	088-664-5345
香川県	香川県社会福祉協議会 香川県ボランティアセンター	087-861-0546	087-861-2664
愛媛県	愛媛県社会福祉協議会 愛媛県ボランティアセンター	089-921-8912	089-921-5289
高知県	高知県社会福祉協議会 高知県ボランティア・NPOセンター	088-850-9100	088-844-3852
福岡県	福岡県社会福祉協議会 ボランティア情報課	092-584-3377	092-584-3369・3381
佐賀県	佐賀県社会福祉協議会 佐賀県ボランティアセンター	0952-23-2145	0952-25-2980
長崎県	長崎県社会福祉協議会 県民ボランティア活動支援センター	095-827-4852	095-832-8624
熊本県	熊本県社会福祉協議会 熊本県ボランティアセンター	096-324-5436	096-324-5427
大分県	大分県社会福祉協議会 大分県ボランティア・市民活動センター	097-558-3373	097-558-1296
宮崎県	宮崎県社会福祉協議会 宮崎県ボランティアセンター	0985-25-0539	0985-31-6575
沖縄県	沖縄県社会福祉協議会 沖縄県ボランティア・市民活動支援センター	098-884-4548	098-884-4545

資料編 3 協定関係連絡先等

3-1 九州・山口9県災害時応援協定関係

各 県 担 当 課	連 絡 先 (電 話 番 号 等)
福岡県総務部防災危機管理局防災企画課	N T T 回 線 092-643-3112 F A X 092-643-3117 衛星通信系無線 040-700-7021 F A X 040-700-2479
佐賀県政策部危機管理防災課	N T T 回 線 0952-25-7362 F A X 0952-25-7262 衛星通信系無線 041-200-1367 F A X 041-200-4510
長崎県危機管理部防災企画課	N T T 回 線 095-895-2143 F A X 095-821-9202 衛星通信系無線 042-111-7222 F A X 042-111-7339
熊本県知事公室危機管理防災課	N T T 回 線 096-333-2837 F A X 096-383-1503 衛星通信系無線 043-300-8-3792 F A X 043-300-7101
大分県生活環境部防災局防災対策企画課	N T T 回 線 097-506-3067 F A X 097-533-0930 衛星通信系無線 044-200-201 F A X 044-200-387
宮崎県総務部危機管理局危機管理課	N T T 回 線 0985-26-7066 F A X 0985-26-7304 衛星通信系無線 045-101-2140 F A X 045-101-2540
沖縄県知事公室防災危機管理課	N T T 回 線 098-866-2143 F A X 098-866-3204 衛星通信系無線 047-200-71-2090 F A X 047-200-72-4819
山口県総務部防災危機管理課	N T T 回 線 083-933-2360 F A X 083-933-2408 衛星通信系無線 035-201-2360 F A X 035-201-2408

3-2 岐阜県及び静岡県との災害時応援協定関係

県名	担当部局	担当係	連絡先	
			一般加入電話	消防防災電話等 (FAX)
静岡県	危機管理部 危機政策課	政策班	TEL054-221-2455 (代表) (代表内線2456) TEL 054-221-2456(直通) 054-221-2072(時間外) FAX 054-221-3252	消防防災無線 (FAX) 22-31 (22-26) Eメール boukei@pref.shizuoka.lg.jp
岐阜県	危機管理部 防災課	防災企画係	TEL058-272-1111 (代表) (代表内線2746) TEL 058-272-1125(直通) 058-272-1034(時間外) FAX 058-271-4119 本庁の通信機能が使用不可 可能な場合 (岐阜県防災交流センター) TEL058-277-5380 FAX 058-277-5385	消防防災無線 (FAX) 21-671 (21-679) Eメール c11115@pref.gifu.lg.jp

3-3 「関西広域連合と九州地方知事会との災害時の相互応援に関する協定」及び 「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」

県名	担当部局	担当係	連絡先	
			一般加入電話	衛星通信系無線 (FAX)
大分県 ※ ブロック 幹事県	生活環境部 防災危機管理課	政策班	N T T回線 097-506-3155 F A X 097-533-0930	消防防災無線 (FAX) 44-152 (44-159) Eメール a13550@pref.oita.lg.jp

資料編4 民間事業者等との協定一覧

4-1 県と民間事業者等が締結している災害に関する協定等の状況

【協定締結件数】12分野71種117件

令和7年1月28日時点

分野	協定等の名称	協定の相手方(事業者名)	締結年月日	協 定 の 概 要	所管課
1 医療	災害救助等に必要な医薬品等の確保に関する協定	鹿児島県医薬品卸業協会	H8.6.25 (更新: R6.5.31)	災害発生時における災害救助等に必要な医薬品等の確保に関し、必要な事項を規定。 [手続, 医薬品の範囲, 引渡し, 価格等]	薬務課
	災害救助に必要な医療用資機材等の確保に関する協定	鹿児島県医療機器協会	H8.9.24 (更新: R6.5.31)	災害発生時における災害救助等に必要な医療用資機材等の確保に関し、必要な事項を規定。 [手続, 医療用資機材の範囲, 引渡し, 価格等]	薬務課
	災害時の医療救護活動に関する協定	(公社)鹿児島県薬剤師会	H26.3.28	災害発生時における医療救護活動に関し、必要な事項を規定。 [業務内容, 指揮系統, 費用負担等]	薬務課
	災害救助に必要な医療ガス等の確保に関する協定	(一社)日本産業・医療ガス協会九州地域本部	H26.5.30	災害発生時における災害救助等に必要な医療ガス等の確保に関し、必要な事項を規定 [手続, 医療ガス等の範囲, 引渡し, 価格等]	薬務課
	災害時の医療救護活動に関する協定	(公社)鹿児島県医師会	H19.5.14	災害発生時における医療救護活動に関し、必要な事項を規定。 [業務内容, 輸送, 指揮系統, 費用負担等]	保健医療福祉課
	災害時の歯科医療救護活動に関する協定	(公社)鹿児島県歯科医師会	H26.3.28	災害発生時における医療救護活動に関し、必要な事項を規定。 [業務内容, 指揮系統, 費用負担等]	保健医療福祉課
	災害時の看護支援活動に関する協定	(公社)鹿児島県看護協会	R5.3.14	災害発生時における看護支援活動に関し、必要な事項を規定。 [業務内容, 指揮系統, 費用負担等]	医師・看護人材課
	災害時における愛護動物の救護に関する協定	(公社)鹿児島県獣医師会	H27.1.16	大規模災害発生時における動物の救護対策に関し、必要な事項を規定。	生活衛生課
	鹿児島県災害派遣福祉チームの派遣に関する協定	鹿児島県社会福祉法人経営者協議会	R1.8.27	大規模災害発生時において、鹿児島DCATを一般避難所, 福祉避難所そのた災害の発生時において特別な配慮を必要とする者を受け入れる施設に派遣し, 高齢者, 障害者, 乳幼児その他の特に配慮を要する者を支援するために必要な事項を規定。 [活動内容, 派遣要請, 費用負担, 訓練等]	社会福祉課
		鹿児島県社協老人福祉施設協議会	R1.8.27		
		鹿児島県知的障害者福祉協会	R1.8.27		
		鹿児島県保育連合会	R1.8.27		
		鹿児島県地域包括・介護支援センター協議会	R1.8.27		
		鹿児島県老人保健施設協会	R1.8.27		
		鹿児島県認知症グループホーム連絡協議会	R1.8.27		
		(公社)鹿児島県社会福祉士会	R1.8.27		
	9種類		16件		

分野	協定等の名称	協定の相手方(事業者名)	締結年月日	協定の概要	所管課
2 物資等	災害時における応急生活物資の供給協力に関する協定	(株)ダイヨー (株)南九州ファミリーマート 鹿児島県パン工業協同組合 (株)山形屋 (株)山形屋ストア 南九州コカコーラボトルリング(株) イオン九州(株) 鹿児島県生活協同組合連合会 NPO法人コメリ災害対策センター (株)ローソン (株)セブン-イレブン・ジャパン	H17.2.4 H17.2.4 H17.2.10 H17.3.1 H17.3.1 H17.3.16 H18.11.15 H20.2.15 H20.3.26 H20.5.29 H23.11.4	災害発生時における応急生活物資の供給に関し、必要な事項を規定。 [手続、実施方法、物資の運搬、経費負担、補償等]	危機管理課
	緊急・救援物資等輸送に関する協定	(公社)鹿児島県トラック協会	H14.4.1	災害発生時における緊急・救援物資等輸送に関し、必要な事項を規定。 [手続、実施方法、経費負担、補償等]	危機管理課
	大規模災害時の支援活動等に関する協定	鹿児島県石油商業組合	H21.3.4	大規模災害時において、緊急通行車両への優先給油及び被災者や帰宅困難者等への情報提供等に係る業務について、必要な事項を規定。 [趣旨、支援の内容等]	危機管理課
	災害時における徒歩帰宅者支援に関する協定	(株)南九州ファミリーマート (株)ローソン (株)モスフードサービス (株)壺番屋 (株)吉野家 (株)セブン-イレブン・ジャパン (株)ダスキン	H22.9.1 H22.9.1 H22.9.1 H22.9.1 H22.9.1 H23.11.4 H24.9.7	災害発生時の災害時帰宅支援ステーションの設置及び必要な事項を規定。 [手続、実施方法、経費の負担等]	危機管理課
	大規模災害時における旅客船による緊急輸送等に関する協定	鹿児島県旅客船協会	H24.9.28	大規模災害時に旅客船による被災者救出や救援物資の輸送に関し、必要な事項を規定。[手続、実施方法、経費の負担、補償等]	危機管理課
	災害時における量等の供給協力に関する協定	鹿児島県量工業組合	H26.8.26	災害時における被災地等への量等の供給について協力を要請することについて必要な事項を規定。	危機管理課
	災害時等におけるバスによる緊急輸送等に関する協定	(公社)鹿児島県バス協会	H27.6.26	災害時等におけるバスによる緊急輸送等に関し、必要な事項を規定。 [手続、実施方法、経費の負担、補償等]	原子力安全対策課
	災害時における段ボール製品の供給協力に関する協定	南日本段ボール工業組合	H28.3.24	災害時に被災地等へ物資を供給するに当たり、協力要請を行う場合に関し、必要な事項を規定。	危機管理課
	災害時におけるフードバンク食品の供給等の協力に関する協定	特定非営利活動法人フードバンクかごしま	H28.9.6	災害時における被災地等への物資の供給に関し、必要な事項を規定。	危機管理課
	災害時における緊急支援物資の保管及び荷役等の協力に関する協定	鹿児島県倉庫協会	H28.12.19	災害時において緊急支援物資の保管及び荷役等について協力の要請を行う場合に関し、必要な事項を規定。	危機管理課
	災害時におけるLPガス供給に関する協定	(一社)鹿児島県LPガス協会	H30.12.14	災害発生時における避難所等へのLPガスの供給に関し、必要な事項を規定。 [目的、協力要請・実施、費用の負担等]	消防保安課
	災害時等におけるタクシーによる緊急輸送に関する協定	(一社)鹿児島県タクシー協会	H31.2.18	災害時等におけるタクシーによる緊急輸送を求めるときの必要事項を規定。 [要請、内容、費用負担等]	原子力安全対策課 危機管理課
	災害時における電動車両等の支援に関する協定	鹿児島三菱自動車販売株式会社 北鹿児島三菱自動車販売株式会社 三菱自動車工業株式会社	R3.3.25	災害発生時における電動車両等の貸与について必要な事項を規定。 [要請、内容、費用負担等]	危機管理課

分野	協定等の名称	協定の相手方(事業者名)	締結年月日	協定の概要	所管課
2 物資等	災害発生時における施設使用等に関する協定	鹿児島県遊技業協同組合	R3.3.25	災害発生時において、組合員が管理する施設の県等への提供及び災害時帰宅支援ステーションの設置及び必要な事項を規定。 [手続、内容、実施方法、経費の負担等]	危機管理課
	災害発生時におけるレンタル機材の供給に関する協定	株式会社アクティオ	R5.3.23	災害発生時における仮設トイレや発電機等のレンタル機材の供給について必要な事項を規定。 [手続、内容、実施方法、経費の負担等]	危機管理課
	大規模災害時における物資の緊急輸送等に関する協定	一般社団法人AZ-COM丸和・支援ネットワーク	R5.6.30	大規模災害発生時における物資の緊急輸送等について必要な事項を規定。 [手続、内容、実施方法、経費の負担等]	危機管理課
	16種類		32件		
3 住宅	災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定	(一社)プレハブ建築協会	H8.3.29	災害発生時における応急仮設住宅の建設に関し、必要な事項を規定。 [手続、住宅建設、経費負担等]	住宅政策室
	災害時における住宅の応急修理に関する協定	(一社)鹿児島県建築協会 鹿児島県電気工事業工業組合 鹿児島県管工事業協同組合連合会	H18.3.31 H18.3.31 H21.12.25	災害発生時における被災住宅の応急修理に関し、必要な事項を規定。 [手続、業務内容、経費負担等]	住宅政策室
	災害時における民間賃貸住宅の媒介に関する協定	(公社)鹿児島県宅地建物取引業協会 (公社)全日本不動産協会鹿児島県本部	H18.2.1 H18.2.1	災害発生時における被災者への円滑な住宅供給を図るため、民間賃貸住宅の媒介に関し、必要な事項を規定。 [手続、連絡窓口等]	住宅政策室
	災害時における木造応急仮設住宅の建設に関する協定書	(一社)鹿児島県建築協会 (一社)全国木造建設事業協会鹿児島県協会	H25.3.22 H30.3.15	災害時における木造応急仮設住宅の建設に関し、必要な事項を規定。	住宅政策室
	災害時における住家被害認定調査等の支援に関する協定	鹿児島県土地家屋調査士協会 (公社)鹿児島県公共嘱託登記土地家屋調査士協会	H28.3.28	災害時における住家被害認定調査及び不動産登記等の相談業務に関し、必要な事項を規定。 [趣旨、支援内容、経費負担等]	危機管理課
	災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供に関する協定	(公社)全国賃貸住宅経営者協会連合会	H28.9.1	災害発生時における応急的な民間賃貸住宅の提供に関し、必要な事項を規定。	住宅政策室
	災害時における宿泊施設等の提供に関する協定	鹿児島県ホテル旅館生活衛生同業組合 (一社)日本旅館協会九州支部連合会 鹿児島県支部	H28.12.19	災害時における要配慮者等の避難所としての宿泊施設の提供について、必要な事項を規定。	危機管理課
	7種類		11件		
4 公共土木施設等	大規模災害時における応急対策に関する協定	(一社)鹿児島県建設業協会	H18.1.24	大規模災害発生時における公共土木施設(県管理)の応急対策に係る業務に関し、必要な事項を規定。 [対象となる災害、業務内容、手続、経費負担等]	監理課
	大規模災害時における被害状況調査の支援協力に関する協定書	(公社)鹿児島県測量設計業協会	H20.7.17	大規模災害時において、被害状況の速やかな把握と支援協力を求めるに当たり、必要な事項を規定。 [目的、支援協力の内容等]	監理課
	大規模災害時における応急対策業務等に関する協定	(一社)鹿児島県ビルメンテナンス協会 鹿児島県ビルメンテナンス協同組合	H26.2.20 H26.2.20	大規模災害時において、県管理公共建築物の清掃・消毒などの応急対策に係る業務について、必要な事項を規定。 [趣旨、応急対策業務の内容等]	危機管理課
	大規模災害発生時における相互協力に関する協定	西日本高速道路(株)	H23.9.6	大規模災害発生時における相互の道路機能の活用、SA・PA等の施設の防災協定施設としての活用情報の共有等について規定。 [協定内容、手続]	危機管理課
	大規模災害時における応急対策業務等に関する協定	(一社)鹿児島県冷凍空調工業保安協会	H27.3.25	大規模災害時において、県管理公共建築物の冷凍空調機器などの応急対策に係る業務について、必要な事項を規定。 [趣旨、応急対策業務の内容等]	危機管理課

分野	協定等の名称	協定の相手方(事業者名)	締結年月日	協定の概要	所管課
4 公共土木施設等	大規模災害時における地質調査等の支援協力に関する協定	(公社)鹿児島県地質調査業協会	H27.3.30	大規模災害発生時において、土木公共施設等の被災情報の収集及び応急対応に関わる業務について、必要な事項を規定。 [趣旨、支援協力の内容等]	監理課
	大規模土砂災害時における技術支援に関する協定	NPO法人鹿児島砂防ボランティア協会	H23.1.26	大規模土砂災害発生時において、災害関連の事業を迅速かつ円満に実施するための技術的支援に関し、必要な事項を規定。 [目的、支援の内容、費用負担等]	砂防課
	災害発生時における応急対策業務等に関する包括的協定	国土交通省九州地方整備局 港湾管理者 港湾管理団体	H28.1.5	災害発生時における港湾の被害の拡大防止と被災施設の早期復旧に係る業務に関し、必要な事項を規定。 [趣旨、業務内容、適用範囲等]	港湾空港課
	災害・事故発生時の海上における応急対策に関する協定	鹿児島県港湾漁港建設協会 鹿児島県の海を守る会	H28.2.10 R2.9.1	港湾・漁港施設等における災害・事故発生時の応急対策に係る業務に関し、基本事項を規定。 [対象となる災害、趣旨、業務内容手続き、費用負担等]	港湾空港課 漁港漁場課
	大規模災害時における路面の応急復旧などに関する協定	鹿児島県舗装協会	H30.4.9	大規模災害時において、県の管理する公共土木施設の応急対策に係る業務の実施に関し、基本的事項を規定 [対象となる災害、応急対策業務の内容、協力要請、費用負担等]	監理課
	災害時における相互連携に関する協定	九州電力株式会社 九州電力送配電株式会社	R3.5.25	電力インフラの早期復旧に向け、相互連携のために必要な事項を規定。 [適用範囲、連携内容・方法、費用負担等]	危機管理課
		西日本電信電話株式会社	R3.5.25	通信インフラの早期復旧に向け、相互連携のために必要な事項を規定。 [適用範囲、連携内容・方法、費用負担等]	危機管理課
	11種類		14件		
5 広報	災害時における放送要請に関する協定	日本放送協会 鹿児島放送局	S56.4.1	災害発生時における防災情報等の放送要請に関する手続きについて規定。 [手続、実施方法]	危機管理課
		(株)南日本放送	S56.4.1		
		鹿児島テレビ放送(株)	S56.4.1		
		(株)鹿児島放送	S58.6.1		
		(株)エフエム鹿児島	H4.9.18		
		(株)鹿児島讀賣テレビ	H6.4.15		
	災害時における報道要請に関する協定	(株)西日本新聞社	H9.4.15	災害発生時における被害の拡大の防止等の報道要請に関する手続きについて規定。 [手続、実施方法]	危機管理課
		共同通信社	H9.4.15		
		(株)毎日新聞社	H9.4.15		
		朝日新聞	H9.4.15		
		(株)時事通信社	H9.4.15		
		讀賣新聞	H9.4.15		
		日本経済新聞社	H9.4.15		
		(株)南日本新聞社	H9.4.15		
		(株)南海日日新聞社	H9.4.15		
	2種類		15件		

分野	協定等の名称	協定の相手方(事業者名)	締結年月日	協定の概要	所管課
6 し尿・汚泥等	災害時におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬等に関する協定	鹿児島県環境整備事業協同組合 協同組合鹿児島県環境管理協会	H17.3.28 H17.3.28	災害発生時におけるし尿、浄化槽汚泥等の収集運搬及び仮設トイレの設置に関し、必要な事項を規定。 [手続、経費負担等]	廃棄物・リサイクル対策課
	災害時における廃棄物処理等の協力に関する協定	(一社)鹿児島県産業資源循環協会	H21.5.26	災害発生時における災害廃棄物の処理等に関し、必要な事項を規定。 [趣旨、支援協力の内容等]	廃棄物・リサイクル対策課
	災害時における浄化槽の点検・復旧等に関する支援協定	(公財)鹿児島県環境保全協会	H26.3.28	災害時における浄化槽の点検・復旧等に関する支援を要請することについて必要な事項を定める。	生活排水対策室
	3種類		4件		
7 車両排除	大規模な災害発生時における通行妨害車両等の排除業務に関する覚書	(一社)日本自動車連盟九州本部鹿児島支部	H17.5.23	大規模な災害発生時における緊急車両等の通行妨害となっている放置車両等の道路障害物の排除業務について、必要な事項を規定。 [目的、要請業務の内容、費用負担等]	鹿児島県警察本部
	大規模災害時における応急対策に関する協定	(一社)日本自動車連盟鹿児島支部	H28.3.30	大規模災害時における応急対策業務に伴う車両等の移動に関し、必要な事項を規定。	道路維持課
	大規模災害時における応急対策に関する協定	(一社)九州レッカー事業協力会	R5.12.25	大規模災害時における応急対策業務に伴う車両等の移動に関し、必要な事項を規定。	道路維持課
	3種類		3件		
8 情報提供	山地災害防止に関する郵便局と農林水産事務所の協力に係る実施協定書	出水市内郵便局 加世田郵便局	H12.5.25 H12.5.30	郵便局における山地災害危険地区マップの備え付けと郵便局からの山地災害発生の前兆現象等の情報提供について規定。	北薩地域振興局 農林水産部出水支所 南薩地域振興局 農林水産部
	土砂災害防止に関する郵便局と土木事務所の協力に係る実施協定書	出水市内郵便局 加世田郵便局	H11.12.14 H11.12.17	郵便局における土砂災害危険箇所マップの備え付けと郵便局からの土砂災害発生の前兆現象等の情報提供について規定。	北薩地域振興局 建設部出水支所 南薩地域振興局 建設部
	大規模災害時の重要施設に係る情報共有に関する覚書	石油連盟	H25.3.22	大規模災害時において県内に存在する重要施設に対し、通常の流通経路によらない臨時的、緊急的な燃料供給を行う必要が生じた場合に、それらを円滑に実施するために、対象となる重要施設に関する所要の情報を共有する。	危機管理課
	災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー株式会社	R2.3.30	県内の地震、津波、台風、豪雨、洪水、暴風その他の災害に備え、県が県民に対して必要な情報を迅速に提供し、かつ県の行政機能の低下を軽減させるため、県とヤフーが互いに協力して様々な取組を行うことを目的とする。	危機管理課
	4種類		6件		
9 救助・救援等	大規模災害時における救助犬の活動に関する協定	NPO法人九州救助犬協会	H25.3.26	大規模な地震や風水害その他の災害が発生し、行方不明者が発生した場合に、被災者の捜索活動を円滑に実施するため、救助犬による捜索等の協力を求めるときの必要な事項について定める。	危機管理課
	大規模災害時における隊友会の協力に関する協定	(公社)隊友会鹿児島県隊友会	H25.3.26	大規模な地震や風水害その他災害が発生した場合に、隊友会会員が有する専門的知識、技能、経験など元自衛官としての能力及び情報収集等の隊友会の組織力を活用した協力を求めるときの必要な事項について定める。	危機管理課
	2種類		2件		
10 遺体搬送等	災害時における遺体の搬送、棺等葬祭用品の供給等に関する協定	鹿児島県葬祭業協同組合 (一社)全国霊柩自動車協会	H20.6.9	大規模災害時において、多数の人的被害が生じた場合の遺体搬送や葬祭用品の供給等に関する業務協力について規定。 [目的、協力の実施、経費負担等]	危機管理課
	1種類		1件		

分野	協定等の名称	協定の相手方(事業者名)	締結年月日	協定の概要	所管課
11 相談	災害発生時における相談業務の支援に関する協定	鹿児島専門士業団体協議会	H29.3.28	災害発生時における、県民等に対する相談業務の支援に関し必要な事項を規定。	危機管理課
	災害時における栄養相談等の支援活動に関する協定	(公社)鹿児島県栄養士会	H29.3.30	災害時において、栄養相談等の支援活動について協力の要請を行う場合に必要事項を規定。	健康増進課
	2種類		2件		
12 その他	鹿児島県とイオン株式会社との包括提携協定	イオン株式会社	H23.8.25	様々な地域課題に対応した協働事業を実施することについて規定。(実施項目の一つに、「災害対策に関すること」が含まれている。)	総合政策課
	(株)セブン-イレブン・ジャパンとの包括連携協定	株式会社セブン-イレブン・ジャパン	H23.11.4	様々な地域課題に対応した協働事業を実施することについて規定。(実施項目の一つに、「地域の安心・安全及び災害対策に関すること」が含まれている。)	総合政策課
	鹿児島県と佐川急便との地域活性化包括連携協定	佐川急便株式会社	H29.2.6	様々な地域課題に対応した協働事業を実施することについて規定。(実施項目の一つに、「災害対策と安心・安全に関すること」が含まれている。)	総合政策課
	健康づくりに関する鹿児島県と大塚製薬株式会社との連携協定	大塚製薬株式会社	H28.4.25	様々な地域課題に対応した協働事業を実施することについて規定。(実施項目の一つに、「災害時における被災者への貢献や協力に関すること」が含まれている。)	健康増進課
	東京海上日動火災保険株式会社との地方創生に関する包括連携協定	東京海上日動火災保険株式会社	H29.3.28	地方創生の実現を図ることを目的とした協働について規定。(実施項目の一つに、「防災・減災に資する取組に関すること」が含まれている。)	総合政策課
	株式会社ローソンとの包括連携協定	株式会社ローソン	H19.9.14	協働による事業活動を推進し、地域の活性化と県民サービスの向上を図ることを目的として規定。(実施項目の一つに、「地域の安全・安心の確保や災害時の支援に関すること」が含まれている。)	総合政策課
	鹿児島県と鹿児島県オールトヨタとの地域の活性化及び県民サービス向上に向けた包括連携協定	鹿児島トヨタ自動車株式会社 鹿児島トヨペット株式会社 トヨタカローラ鹿児島株式会社 ネットトヨタ鹿児島株式会社 ネットトヨタ南九州株式会社 株式会社トヨタレンタリース鹿児島 トヨタ部品鹿児島共販株式会社	R1.10.2	協働による活動を推進することにより、地域の一層の活性化及び県民サービスの向上を図ることを目的として規定。(連携事項の一つに、「防災・減災に関すること」が含まれている。)	総合政策課
	鹿児島県とあいおいニッセイ同和損害保険株式会社との地方創生に関する包括協定	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	R1.12.26	相互に密接に連携することにより、それぞれの資源を有効に活用した協働による活動を推進し、地方創生の実現に資することを目的として規定。(連携事項の一つに「防災・災害対策に関すること」が含まれている。)	総合政策課
	鹿児島県と損害保険ジャパン日本興亜株式会社との地方創生に係る包括協定	損害保険ジャパン日本興亜株式会社	R2.3.18	相互の連携及び協力を強化することにより、地方創生の推進及び地域の発展に寄与することを目的として規定。(連携事項の一つに「防災・減災に関すること」が含まれている。)	総合政策課
	鹿児島県と株式会社NTTドコモとの連携と協働に関する協定	株式会社NTTドコモ	R3.10.29	CTやAIの活用による産業振興や、ビッグデータに基づく情報発信など、さまざまな分野で連携を行うことを目的として規程。(連携事項の一つに「安心・安全なくらしづくりに関すること」が含まれている。)	総合政策課
	鹿児島県災害時多言語支援センターの設置及び運営に関する協定	鹿児島県国際交流協会	R5.9.1	県災害時多言語支援センター設置時における運営等の協力について必要な事項を規定。	くらし共生協働課 国際交流課
	11種類		11件		
12分野	71種類		117件		